

公益通報者保護制度の実効性の向上
に関する検討会
ワーキング・グループ
第6回議事録

消費者庁消費者制度課

公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会

ワーキング・グループ（第6回）

1. 日時 平成28年8月4日（木） 14:00～16:45
2. 場所 中央合同庁舎第4号館7階消費者庁7-1会議室
3. 出席者
(委員)
宇賀座長、升田座長代理、光前委員、佐伯委員、島田委員、田中委員、拝師委員、山口委員
(オブザーバー)
井手委員、串岡委員、土田委員
(消費者庁)
板東長官、小野審議官、加納課長、太田企画官、佐藤政策企画専門官、中野政策企画専門官
4. 議事
 - (1) 開 会
 - (2) 議 事
 - ・ 通報に係る情報の保護について
 - ・ 外部通報（2号通報）の要件について
 - ・ 外部通報（3号通報）の要件について
 - (3) 閉 会

<資料一覧>

- ・ 資料1 検討会及びワーキング・グループ・スケジュール（変更案）
- ・ 資料2 第6回ワーキング・グループにおける検討項目の整理
- ・ 資料3 第5回WGにおける主な検討項目の整理
- ・ 資料4 最高裁第三小法廷平成18年10月3日決定
- ・ 参考1 法3条3号イ～ホに関する立法時における議論状況
- ・ 参考2 最近の事案における法3条3号イ～ホ該当性に関する検討例
- ・ 参考3 参考事案、法令等

- ・参考 4 検討会等における主な意見
- ・参考 5 公益通報者保護法逐条解説（抜粋）
- ・参考 6 裁判例における真実相当性に関する判断の概要
- ・参考 7 公益通報者保護法の改正に関する要望

《 1. 開会 》

○宇賀座長 それでは、定刻少し前でございますが、山口委員は少し今日遅れて来られるということですので、只今より第6回「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会ワーキング・グループ」を開催いたします。

まず、事務局から本日の委員の出欠状況の報告と資料の確認をお願いします。

○加納課長 それでは、今日もよろしく願いいたします。

委員の御出欠状況であります。山口委員が御都合により14時10分頃に到着というふうにお聞きしております。

また、検討会の委員である井手委員、串岡委員、土田委員が本日もオブザーバーとして御参加ということになります。

続きまして、資料であります。議事次第に資料一覧として書いてあるとおりでありまして、資料1としまして、「検討会及びワーキング・グループ・スケジュール(変更案)」というのをお付けしております。

それから、資料2としまして、「第6回ワーキング・グループにおける検討項目の整理」、これは前回の御議論がございまして、新たに整理したものであります。

資料3は、前回、第5回のワーキングにおいてお示した資料と同じものであります。

それから、井手委員から、報道機関の取材源秘匿の問題に関しまして、資料4として最高裁判決を御提供いただいております。

また、委員限りの資料として、東京高裁の平成18年6月15日付決定というものを御提供いただきましたので、こちらも座長の御了解の下でお配りをしております。

それから、参考の1から参考の7まで、関係資料としてお付けしております。

資料は以上でございます。

○宇賀座長 資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは、内容に入りたいと思いますが、板東長官が本年8月9日付で消費者庁長官を御退任されるとのこととあります。公務の関係で途中で退席されることとしますので、冒頭に御挨拶を頂きたいと思っております。

では、板東長官、よろしく願いいたします。

○板東長官 始めにお時間を頂きましてありがとうございます。9日付で消費者庁長官、2年になりますが、退任させていただくことになりました。

この公益通報者保護制度の関係につきましては、本体の検討会を始めといたしまして、このワーキング・グループでも大変精力的な御議論を頂いております。まさに非常に重要な、そしてかなり論点も幅広く、そして一つ一つの課題が深いということで、大変精力的な御議論を進めていただいておりますけれども、更に何か月か議論が必要だろうという状況で、大変御尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

げたいと思います。

やはりこの制度は、個々の労働者保護の問題というだけではなく、消費者、社会全体の利益というところで大変重要な制度であると思っております。

しかしなかなか現実には期待したようには動いていない、という状況があるわけございまして、今まで本体の検討会で第1次報告書をお出しいただいたように、今進められるところも進めていこうということで、企業に対する取組みの推進、あるいは公益通報を受ける行政機関の取組みの推進ということも図っていきたく思っております。何よりも制度的な問題、法律の改正につながるような課題のところが一番大きいというふうに考えておりますので、是非、大変難しい課題ではございますけれども、今後とも積極的に御審議を進めていただきまして、いい結論に導いていただければありがたいと思っております。

この検討会、ワーキング・グループの御意見をおまとめいただき、議論をおまとめいただくだけでは、まだ法律改正には到達できないわけでございますけれど、しかし特にワーキング・グループの御議論がやはり一番重要なものになってくるというふうに思っております。そういう意味では、更に御苦勞をおかけすることになると思いますが、よろしく御願ひ申し上げたいと思っております。

7月は、このワーキング・グループにも大変御迷惑をおかけしたかと思っております。徳島への移転問題についての試行ということで、課長も向こうから参加をさせていただいたり、あるいは私も参加する予定が移動の関係などで欠席させていただくという形になりました。いろいろな御迷惑をおかけしましたこととお詫びし、御協力いただきましたことに感謝を申し上げたいと存じます。

いずれにしても、消費者行政にとりまして、まだまだ取り組むべき課題は大変多いというふうに思っております。その中の重要な課題の一つである公益通報者保護制度のこれからの更なる前進につきまして、御協力を頂くことを重ねて御願ひを申し上げます。そして、あらためてお礼を申し上げます、私の御挨拶とさせていただきます。

2時間ほど参加させていただきますけれども、途中で抜けさせていただきますので、最初に御挨拶をさせていただきます。どうもありがとうございました。よろしく御願ひいたします。

○宇賀座長 板東長官、どうもありがとうございました。

それでは次に、前回御提案がありましたワーキング・グループのスケジュールの変更につきまして、事務局から作成していただきました案を示していただきまして、御議論を頂きたいと思っております。

それでは、よろしく御願ひいたします。

○太田企画官 御説明させていただきます。具体的には、資料の1を御覧ください。

前回のワーキング・グループで、スケジュールの見直しについて御意見があった

ということで、変更案を作成させていただいております。

もともとワーキングが始まる時には、夏頃を目途にワーキングとしての取りまとめを行うと。その後、検討会への報告を経て、検討会としての報告書をまとめるという予定としておりましたが、やはり7月上旬にワーキングを一度取りやめたということと、それから、これまで検討した論点につきまして、更に丁寧に御議論をさせていただく必要があるのではないかとということで、具体的にはワーキングとしての取りまとめにつきまして、秋頃に変更してはどうかというふうに考えております。具体的には、もともと8月末まで会議、会を入れたわけでございますが、9月、10月と追加をいたしまして、ワーキングとしての取りまとめを10月後半ぐらいに行つてはどうかということでございます。

追加しました9月につきましては再検討ということで、これまで御議論いただいた論点について、横断的な視点なども含めながら、再度、御議論いただいておりますかというふうに考えております。

その後、一通りこの論点について御議論が終わった段階で、ワーキングとしての取りまとめを行う前に、検討会、親会のほうを開催いたしまして、7月上旬に行いましたのと同様の形で検討状況についての中間的な報告を行つてはどうかというふうに考えております。

その後、10月に2回にわたりまして、ワーキングを開催いたしまして、ワーキングとしての取りまとめを行う。それを、11月に検討会のほうに報告をして、検討会としての最終報告を取りまとめるといった形で進めていただいておりますかというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。このスケジュールの変更案につきまして、何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

只今の提案で御異議ないということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、このような形でスケジュールを組ませていただきたいと思います。

《 2. 通報に係る情報の保護について 》

○宇賀座長 さて、今回は前回に引き続きまして、通報に係る情報の保護及び事業者外部への通報の要件について検討したいと存じます。

まず、事務局には前回の議論を踏まえまして、検討項目を整理してもらいましたので、まず、通報に係る情報の保護についての説明を事務局からしてもらいたいと

思います。それではよろしく願いいたします。

○太田企画官 御説明させていただきます。資料2の2ページ目を御覧ください。

まず、第1といたしまして、通報に係る情報の保護につきまして御説明させていただきます。

まず、総論といたしまして、「守秘義務導入の必要性について」でございますが、これにつきまして、前回のワーキング・グループにおきましても、通報者の秘密を守ることが重要なポイントであると、法律で是非入れるべきだといった御意見、あるいは守秘義務を設けないと制度の信頼が損なわれるおそれがあるといったような積極的な御意見を頂いているというところでございます。その一方で、通報先ごとに分けて考える必要があるのではないかということで、1号通報と3号通報の守秘義務については分けて考える必要があるといった御意見を頂いております。

以下、こういった御意見を踏まえながら、通報先ごとの違いを踏まえつつ御検討いただいております。

続きまして、2のところでございますが、「守秘義務を負う者の範囲」でございます。

まず、1号通報への課し方についてということで整理をしております。前回ワーキングにおきましていただきました主な意見でございますが、大きく二つございまして、通報対応業務の担当者等の個人に限定すべきだというような御意見を頂いております。その法律の中で内部通報に関する機関を書き加えて、その機関の構成員に対して義務を設けるといったことが考えられるといった御意見ですとか、内部通報処理規程を設けている場合に、通報を担当する職員ですとか、そういった機関が秘密を漏らしてはならないといった限定をすべきだと、あるいは調査を担当する職員についても義務を課すといった御意見を頂いております。

他方、事業者等を責任主体とすべきだという意見も頂いております。やはり事業者内部の人員に情報、調査などを行う際に、事業者内部に情報を伝えなければ調査できない場合もあるといったことで、担当者各人が責任を負うとなると不都合が生じるといった御意見、それから個人が情報を漏えいした場合には、組織として責任を持つことが考えられるといった御意見を頂いております。

こういった御意見を踏まえまして、本日更に御議論いただきたい論点としてお示ししております。前回の議論を踏まえまして、1号通報への守秘義務の課し方としては、個人に守秘義務を課す方法と事業者に守秘義務を課す方法ということで、大きく二通り挙げられると。具体的な課し方としては、その例のところでお示しているようなことが考えられようかと思っておりますけれども、こういった選択肢もある中で立法技術ですとか、法制度としての実効性といった観点から見た場合、どの方法がより適切であるかどうかといったところについて御議論いただければと考えております。

次に、(2)の3号通報への課し方でございますが、この件につきましては、前回のワーキングにおきまして、その他の外務通報先につきましては、通報を受理する義務はないということで、法律で守秘義務を課すとなると問題が出てくるのではないかと。通報先と通報者とが協議を行って、合意をした上で秘密を守るといった対応が必要なのではないかといった御意見がございました。さらに、報道機関との関連で、報道機関は通報対応について国からの委託を受けているわけじゃないと。こういった中で、守秘義務を課すことはできないのではないかというような御意見を頂いております。

こういったことを踏まえまして、本日の論点といたしまして掲げておりますのは、その他の外部通報先といたしましては、この後議論いたしますのは、報道機関のみならず消費者団体ですとか、事業者団体等々、いろんな様々な主体が考えられるということで、こういったその他の外部通報先の多様性を踏まえて、よりきめ細かく検討を行う必要があるのではないかということでございます。

さらに、前回ワーキングでいただきました通報者と通報先との合意により守秘義務を課すといったことについて、その実際の実効性の観点からどういうふうに評価すべきかといった論点が挙げられようかと思えます。

それから、3番目といたしまして、通報に対する義務を負っておらずに、通報者との間に特定の法律関係もないという通報先に対して、仮に守秘義務を課すとした場合に、どのような根拠で義務を負わせるのかといったことを検討する必要があるかと思えます。これは報道機関につきましても、同様の問題が出てこようかと思えます。

この根拠が明確でないということになりますと、その他の外部通報先に守秘義務を課すために、何らかの仕組みが必要になってくるだろうということで、4番目のところでございますが、一定の要件を備えた通報先に協力団体などという形で認定・委嘱などを行って、当該団体に守秘義務を課すというやり方も考えられるんじゃないかと。具体的には、消費者安全法の中に消費生活協力団体ですとか消費生活協力員というような制度がございますが、また、こういった仕組みをとっております、こういった部分を参考に考えることもあり得るのではないかと。こういった認定などを受けまして、守秘義務を負うことを前提として、外部通報の保護要件を緩和するといった方法も考えられるのではないかということでございます。

4ページ目を御覧ください。3番目は、守秘義務が生じる情報の範囲のところでございますが、前回のワーキングにおきまして、外部通報の要件を緩和することとも関係し、守秘義務を課すことが検討されていると。ただし、その通報者を特定する情報のみに守秘義務を限定するというのであれば、事業者に風評被害が発生するおそれがあるということで、その要件を緩和することにつながらないのではないかというような御意見を頂いております。

これにつきましても、やはり1号通報と3号通報を分けて検討する必要があるだろうというふうに考えております。まず、1号通報につきましては、そもそも情報を外に出すということを前提としていないということもございますし、調査・是正措置を講じる際に一定の情報を共有する必要があるだろうということで、やはり守秘義務の範囲を通報者を特定する情報に限定していくということが必要なのではないかとこのように考えられようかと思っております。

他方、その他3号通報につきましては、二つ観点がございます、違法行為を是正するための手段として、通報内容を外部に開示していくことが予定されている場合もあるという観点からは、守秘義務の範囲をあまり特定してしまうと、守秘義務の範囲を通報者を特定し得る情報に限定するということが必要だということですが、要件緩和という観点からは、ある程度、その範囲というのは広げる必要があるだろうということで、それぞれの観点からの要請を踏まえて、どのように守秘義務の範囲を画するかということを具体的に御議論いただければというふうに考えております。

(2)の例外のところにつきましては、前回のワーキングにおきまして、本人が同意をしたような場合については、免責されるケースもあるのではないかと。そういった場合のルールを確認しておくべきだといった御意見、さらに、正当な理由がなく漏らしてはならないというような一般的な要件を入れるべきだというような御意見を頂いたところでございます。

こういったことを踏まえますと、やはり守秘義務の例外を認めるということ自体については、差し支えないのではないかとこのように考えられますけれども、具体的にどういった形でそういった例外措置を入れていくのかということについて、御意見を頂ければというふうに考えております。

5ページ目を御覧ください。守秘義務違反の効果のところでございます。ここは、民事的な効果と刑事罰について分けて考えていきたいと思っております。前回のワーキングにおける主な意見でございますけれども、やはり故意で漏らした場合ですとか、重過失で漏らした場合といったところについては、制裁を加えるべきであろうけれども、それ以外の場合は、法的な効果を設けることは問題であるといった御意見、それから善意で上司に漏らしたような場合については、過失が認定されないなどといった、そういったきめ細かな手当が必要なのではないかといった御意見、それから、3号通報先につきましては、そもそも通報を受理する義務はないということで、任意の判断になるわけですから、こういった点も踏まえて検討すべきではないかといった御意見を頂いております。

それで、更に御議論いただきたい論点でございますけれども、ここも1号と3号を分けて検討していただければと考えております。

まず1号通報につきましては、民事的な効力を持たせることについて、どのよう

に考えるかということ、更に民事的効力を持たせる場合に、以下で示しております①から③のような方法が考えられると思われましても、どの方法がより適切であると言えるかといったところについて、御議論いただきたいと思えます。

他方、3号通報の守秘義務規定については、いろいろ慎重な御意見というのもございますので、効力を持たせることについての要否についてどう考えるかといった点について、具体的に御議論いただきたいと考えております。

(2)の刑事罰でございますが、前回のワーキングにおきまして、1号、2号につきましては、一定の悪質なケースについては刑事罰を入れるべきではないかといった御意見、ただ、その際も3号通報については刑事罰までは不要であるといった御意見を頂いております。

6ページ目を御覧ください。他方、慎重・否定的な御意見といたしまして、刑事罰を導入することは消極的であるといった御意見も頂いているという状況でございます。その論点といたしましては、やはり刑事罰を科すとなった場合に、民事的な効力では足りずに刑事罰を科さなくてはならないと。その理由について、更に具体的に示す必要があるのではないかとといった論点があろうかと思えます。

さらに、守秘義務の入れ方のところで、事業者に守秘義務を課すのか、あるいは担当者に課すのかといった違いがございますけれども、その違いによって対応方法も異なるということも考えられますので、この点についても御議論を頂きたいということでございます。

最後に、5番目といたしまして、報道機関と守秘義務の関係のところでございますが、前回ワーキングにおきましては、守秘義務を課すことに肯定的な意見といたしまして、取材源の秘匿は守秘義務と同じ方向を向いているんだとか、民事的なルールだけであれば、それに捜査当局ですとか行政が介入するおそれはないのではないかとといったこと、更に守秘義務について、解除の例外規定が設けられた場合に、更に報道機関だということ以外の上乗せをする必要はないのではないかとといった御意見を頂いております。

他方、慎重・否定的な御意見といたしまして、やはり法的に守秘義務を掛けると憲法で保障されている報道の自由を侵害するおそれがあるといった御意見、それから、そもそも報道機関には通報受理義務はないので、法律で守秘義務を課すと問題があるのではないかとといった御意見を頂いております。

こういった御意見を踏まえまして、御議論いただきたい論点でございますが、報道機関を守秘義務の例外とする場合に、その根拠というものを、やはり明確化する必要があるのではないかとといったこと、更に他方、報道機関を守秘義務の例外とする場合に、報道機関に対する外部通報の要件を緩和しにくくなるという効果もあると思われましても、この点についてどう考えるかといったところについて御議論いただければと考えております。以上でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、只今の説明資料を基に、まず通報に係る情報の保護についての御議論をお願いします。なお、報道機関と守秘義務の関係につきましては、この後に、別途検討の時間をとりますので、御配慮いただければと思います。

それでは、御質問や御意見のある方。

佐伯委員、どうぞ。

○佐伯委員 私、前回の会議が終わった後、少し考えてみたんですが、私は法律で守秘義務を規定するのは事業者の通報受付及び調査担当者限定すべきではないかと思えます。

今日の取りまとめで、1号通報と3号通報の守秘義務については分けて考えることが必要ではないかという問題の整理をしていただいておりますけれども、これに従って言えば、3号通報については守秘義務は設けなくていいのではないかということです。

理由ですけれども、第1に、第三者が情報を一方的に通報されて、法律上の守秘義務を負わされるというのは適当ではないだろうという点がございます。第三者について、どういう守秘義務がそもそもあるのか、守秘義務の有無、それから範囲が、前回光前委員から御指摘がありましたように基本的には契約等によって定まるのだとすると、これを一律に法律で規定するのは適当でないように思います。

第2に、井手委員が前回指摘されていたことですが、法律の第1条は、事業者及び行政機関がそれぞれ規則で定めるというふうに規定しているわけですが、そのこととの関係でも事業者、1号通報に守秘義務を規定するということが整合的ではないかというふうに思います。

第3に、実際に主に問題となるのは、事業者内の情報漏えいではないかと思しますので、その点について、まず法律で規定するということが望ましいのではないかと思います。

今回、問題点の整理で、3ページの外部通報先への課し方についての黒丸の四つ目で、一定の要件を備えた通報先を協力団体等として認定・委嘱等をして守秘義務を課すという方法が書かれているんですが、これは3号通報というよりは、むしろ2号通報に準じたもの、国と地方公共団体がある団体を認証して委嘱するということですので、2号に準じたものとして考えるべきだと思います。そのような委嘱がなされている団体であれば、これは公務員に準じて守秘義務を課す、更には公務員と同様に守秘義務違反に対して罰則を科すということも考えられるのかなと思います。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 私も今の佐伯委員と全く同感でして、3号通報については守秘義務は課すべ

きではないというふうに思います。

それで、私自身も前回のワーキングでの議論まで、あまり区別して考えていなかったんですけども、前回の議論をお聞きして、2号もそうなんですけれども、1号、2号と3号と考えると、やはりかなり状況が違うんだろうと。一つは1号、2号の場合は、通報する先は通報者からすると選べないわけですよ。自分の働いている事業者あるいは所管の官庁ということで、そこはもう決まっているので、そこに通報する以上はきちんと秘密を守れるような体制に法律で担保しておかないと困るというような関係があるわけですけども、3号の場合には、逆に選べるわけで、通報する側がきちんと整備されているなど思ったところに通報すればいいと。そうじゃないところは避けると。そういう意味では通報の受け手側の競争原理も働くし、それを選んで社会的なシステムの中で淘汰されていけばいいという関係にある、やっぱりかなり状況が違うかなと。

それから、当然、3号通報の中には、消費者団体等も入ってくる可能性があるわけですけども、実情をちょっと幾つかの消費者団体に聞いてみたんですけども、正直言って、守秘義務とか言われてもほとんどよく分からない。要するに体制が全くできていないんですね。公益通報を受け付けますよとあって、受け付けているところであればともかくとして、消費者団体で公益通報を受け付けますとあってやっているところはまずないと、私が知る限りないと思うんですけども、それでも通報が来てしまうわけですよ。その場合に、守秘義務の体制とか全然ない中で、義務だけが課されると、やっぱりちょっと気の毒かなと。それは消費者団体に限らず、恐らくほかの団体についてもそうだろうというふうに思います。

マスコミの場合は、プロフェッショナルでやっていて、当然、取材源の秘匿という前提で信頼を社会的に勝ち取って、それで、報道という一つのテリトリーを維持されているわけですから、そう意味で自助努力があり、それを信頼して通報者が通報しているという関係があるわけですけども、ちょっとそれ以外のところも含めて考えたときに、受付側の体制ということだと相当ばらつきがあるし、そこに法的義務を入れていくというのはかなり無理があるかなというふうに思います。

それから、先ほどの、佐伯先生がおっしゃっていた3ページ目の4ポツのところの、協力団体等の認定・委嘱の問題、3号通報として位置付けるとちょっと違和感があるなど思っていたんですけど、おっしゃるように2号通報に準じた位置付けで考えるということであると、確かにじっくりいくのかもしれないなど。あとは、重要なのは、やっぱり受け付けた後に、その情報をどうするかということで、それに基づいてその団体が自ら調査をするという権限まで与えるのか、あるいは受け付けはするけれど、そこはちゃんと行政にフィードバックして、行政が調査するか、その辺の位置付けははっきりしてほしいと思いますけれども、いずれにしても、位置付けとして2号に準じた位置付けとするということであれば、じっくりいくのか

などというふうに思いました。

それと、ちょっと長くなってすみませんけれど、違反の効果ですね、5ページの4(2)の刑事罰のことなんですけれども、前回は申し上げましたけれども、私としては、是非悪質なケースについては入れていただきたいというふうに思います。これは当然、今の議論ですと内部通報、1号通報について入れるべきだということなんですけれど、範囲としては、通報担当者ということに限定されるのは当然だと思いますし、それから単なる故意ではなくて害意ですね、よくある「図利加害目的」みたいなものを犯罪類型として科しているものがありますが、一定の害意があつて、それに基づいて情報を流して、その結果、不利益措置があつたという結果、その辺のあたりで縛りかける。もう誰が見てもそれはひどいじゃないか、要するにそこまではっきりしていると、萎縮効果というのはあまり考えられないのかなと思います。害意まで要件として入れておいて、それが事後的に分かることが多いと思うんですけれども、事後的に見ても、そういう害意があつて、実際に窓口で受け付けた人間が情報を経営陣なりに流して実際に不利益が行われた、そういう極めて悪質なケースについて何もできないというのはちょっと問題がある。何もできないというのは、民事ルールだと不利益取扱いが行われた場合には、不利益取扱いに応じた解雇なら解雇なりの慰謝料とか損害賠償請求というのは出てくると思うんですけれども、それは情報漏えいプロパーの損害ではないんですよ。

純粹に情報を漏らしたことに対する損害って、実は民事的にはものすごく低い金額にしかならないと思っています。プライバシー侵害だとか、情報そのものの価値を侵害されたことについての慰謝料っていうと、本当に微々たるもので、民事ルールでは何の抑止効果にもならない。ですから、結果的に不利益措置を受けて解雇された場合に、情報を意図的に流して解雇された場合と、たまたま調査の過程で漏れちゃって流した場合とで、民事的にはあまり損害の対象額って変わらないんじゃないかと。多少、不法行為ですと、加害者の対応によって慰謝料額が上がるということはあるんですけど、大きくは変わらないと思うんです。そうすると、やっぱり民事ルールだけで守秘義務についてきちんと担保するというのはなかなか難しく、決して広く刑事罰をとということではないんですが、そういうかなり絞った形での刑事罰の導入というのは、是非検討していただきたいなというふうに思います。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

升田委員、どうぞ。

○升田委員 今の両委員の御意見に対しては、いずれも反対であります。

まず、そもそも保護すべき必要性というのは、検討会で、御存じだと思うんですけれど、最初の頃議論になって、匿名性の問題から始まりまして、匿名性がきちっと守られないということによって、非常に大きな被害が生じていることの実情の御

紹介があったわけですね。その場合に、事業者が漏えいしようとして第三者が漏えいしようとして被害は同じなんですよね。ですから、保護の必要性はまず同じである。従前からの議論で、もちろん守秘義務の、何て言いますか、対象とか範囲とか、あるいはそれに違反したときの効果については、議論があるとは思いますがけれども、この制度の信頼性を確保するためには、最低限のやはり守秘義務を設けるべきであるというのが、もともとの親委員会の検討会の必要を踏まえた当然の結論ではないかと思うんですね。

そうしますと、問題は個別の議論になってくるわけですがけれども、まず、報道機関は民間事業であり云々ということで、ほかにも民間事業なんですけれども、民間事業であるから守秘義務を課することはできないという論理は、にわかには納得できないですね。

例えば先ほど、弁護士委員がおっしゃったプライバシーの問題についても、これは別にプライバシーに係る情報が何も強制的に情報を取得して、強制的に取得したから、それに類似の事態で取得したから、守秘義務がかかるというものではないわけですね。偶然プライバシーに関わる情報を取得しても、それを漏えいしてはいけないというのは、これはもう民事の基本的なルールであって、その場合に法的な義務と考えられているわけですね。その内容によっては、先ほどお話ありました、いろんな裁判例がありますけれども、弁護士委員は全部判例を検討されたかどうか分からないんですけれども、それは結構差があるわけですね。極端なことを言えば、住所と氏名だけが公表されても慰謝料10万円という事件もあるわけですね。

ですから、おっしゃっているのは多分1万円とか5千円のレベルの話をおっしゃっているんだろうと思うんですけれども、決して抑止力がないとは言えません、差がある、相当にあるということ的前提に議論すべきでありまして、そうしますと、前回から議論になっていますように、確かに第三者通報といいますが、そういう場合にどのような内容の守秘義務を課するかという議論は、十分検討すべきであると思えますけれども、やはりそれを一切ないということになりますと、それ自体問題ですし、もうちょっと言えば、例えばそうすると、第三者で比較的通報があるところは、いや、うちは守秘義務を負いませんということで、きちっと説明していただかないと、通報する人はそこに言ったらどんどん漏えいされて、そこは全く責任を負わないなどということをおぼましいということで、それを放置してもいいというのであれば、それは、そういう御意見をおっしゃればいいわけですがけれども、とてもそれが納得できる論理とは到底言えないということになりまして、細かい論点はまた後に発言したいと思うんですけれども、基本的にはやはりそれを前提に考えるのが筋ではないかと、こう思うわけでありまして。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、佐伯委員どうぞ。

- 佐伯委員 今回の升田委員の御発言についてですけれども、プライバシー侵害があった場合に損害賠償責任を負わされるのは、プライバシー侵害等を理由とするものであって、守秘義務の違反を理由とするものではないので、私は理由にならないと思います。
- 升田委員 よろしいですか。
- 宇賀座長 はい。
- 升田委員 あれは、プライバシーに関わる情報を開示してはいけないという民事上の義務を負っているんですよ。そうでなければ、損害賠償の対象にならないんです。
- 佐伯委員 プライバシーを侵害してはいけないと言われた。
- 升田委員 いや、ですから、それは開示してはならないという前提があるんです。
- 佐伯委員 プライバシー情報に関してですね。
- 升田委員 もちろんです、もちろん。
- 佐伯委員 しかも、開示の仕方も、当然、プライバシー侵害…。
- 升田委員 ですからそれは、免責事由なり違法阻却事由で最高裁でも受忍限度の理論と、そういうことを言っているわけです。ですから、民事と刑事ではもちろんルールは違いますけれども、民事では少なくともそう考えて十分根拠があるという具合に考えますので、おっしゃっていることは全く民事では通用しない論理だと思うんです。
- 宇賀座長 光前委員、どうぞ。
- 光前委員 私は佐伯委員の言われたとおり、法律の構造というものまずきちっと認識しなくちゃいけないわけで、目的のところ、第1条を読んでいただくと分かるのとおり、この法律で、とるべき措置を定めているのは1号通報と2号通報だけなんです。ですから、1号通報については法律の9条で、事業者については規定どおりの通知云々かんぬんといって、行政通報については10条でその規定があつて、第三者通報については、とるべき措置のことについては一切触れていないわけです。ですから、とるべき措置の中に守秘義務を明記する、それが必要なのではないかという議論なんだと思うんですけれど。
- 升田委員 よろしいですか。
- 宇賀座長 はい。
- 升田委員 光前委員も、もともと検討会ときには、匿名性を確保しないと非常にゆゆしい事態だというお話で、もしそれが、それじゃあ聞きますけれども、もし第三者通報をして、そこが大っぴらにですよ、いろんな情報を開示し、あるいは利用したというときに全く責任を負わないという…。
- 光前委員 負いますよ、民事上の責任はもちろん負いますよ。
- 升田委員 ですから、それは……。
- 光前委員 それでも、公益通報を…。
- 升田委員 いやいや、ちょっとお待ちください。民事法上の…。

- 光前委員 ちょっと聞いてください。それを公益通報者保護法の中に規定することが妥当かどうかという問題ですよ。
- 升田委員 いえいえ、ですから、それは当然別の問題なんです。だけど、義務を負うということは確かなんじゃないですか。
- 光前委員 その義務を負うことを法律に明記するかどうかですよ。
- 升田委員 ちょっとお待ちください。ですから、民事上の不法行為の議論だと思うんですよ。民事上の不法行為の議論を、当たり前ですけれども、損害の発生の蓋然性を予見できるという状況にあると、回避すべきという注意義務を負うわけですよ。ですから、これは注意義務の議論、そういう一般的な注意義務を負うときに、それを立法上載せるかどうかは、またこれは別の問題なんです。ですけど、さっきからそうじゃないという議論じゃないんですか。ですから、もうちょっと小まめに議論して…。
- 光前委員 特別に載せる必要はないってことですよ。
- 升田委員 ちょっと待ってください。小まめに議論されて、それがどういう具合に義務を負うんですから、載せられるかどうかということを検討すべきではないかということをお願いしているだけですよ。
- 光前委員 そうですね。それについては佐伯委員も発言されたでしょう。
- 升田委員 いやいや、ですから、私はそれは広く言えば守秘義務であるわけですね、それはもう間違いないことなんです。ですから、それを公益通報者保護法の中に入れるのか、それともほかの問題でも同じ問題が出ているわけですね。民事の一般ルールで議論されている一般法理というものを、そのまま対応するのか、それともこの法律に載せないといけないのかっていうのは、もうこの法律全体にわたる重大な議論だと思うんですよ。それは、いろんなところで各委員がおっしゃっているわけです。ですから、私は義務がないということ自体が、もともと納得できないということをお願いしているだけなんです。
- 光前委員 それは、皆さん、義務があるっていうことは当然、それは前提ですよ。
- 升田委員 いや、そんなことになっていないんじゃないですか。
- 光前委員 そうですよ。全然、公益通報者保護法上にそういう義務があるっていうことを明記する必要があるのか、必要って理由があるかっていうことですよ。
- 升田委員 いやいや、なぜなら、今日お話のあった意見とか、この間からお話を伺っている議論でそういう御意見はなかったじゃないですか。
- 光前委員 前回、私も前にも言っています。
- 升田委員 そんなこと聞いていないですよ。
- 光前委員 いや、議事録を読んでください。それで、今日、このまとめになっているわけですから。それで1号通報と3号通報は性格が違うから、義務の規定についても考え方を異にしなくちゃいけないんじゃないかっていうことで、今日、事務局のほ

うでも議論をまとめることになっているわけですから。それについて、佐伯先生が論理的に先ほど、冒頭に説明して下さったというふうに理解していますけれど。

○升田委員 それは、前回途中で失礼しましたので、その後の議論を承知していないんですけれども、先ほど来申し上げますように、義務があるということは、ただ佐伯先生は義務を負わないという前提で、先ほどの御発言がありますので、光前委員とは必ずしも立場が同じではないと思いますけれども。

○光前委員 いやいや。

○升田委員 いやいや、そういう民事と刑事は違うんですよ、それは。ですから、ちょっと待ってください。ですから、義務を負うという前提で、法律上書くかどうかというのは、当然、義務の内容とか主体とか要件とか、そういうことはもちろんいろいろ検討しないといけないとは思いますが、やはりそれは必要性がある。しかも1号通報、2号通報、3号通報のいろんな事例があって、1号、2号はきちっとやっている。3号は、法律上見たらどこにも書いていないんじゃないかということになれば、それが一体国民が納得する、あるいは分かりやすい制度であるかどうか、っていう点についても、それは疑問を持ちます。

○宇賀座長 拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 今の、第三者が守秘義務を負うかどうかという問題なんですけれど、結論から言うと負うことが多いと思うんです。それはなぜかっていうと、その根拠が基本的には委任契約なので、通報した側が秘密を守ってくださいね、調査をしてそれなりの対応をしてくださいね、っていうお願いをして、それを了承するという関係にある。正確には準委任かもしれませんが。なので、普通の場合は守秘義務を負うことが多いと思うんですけれども、それは委任契約に基づく義務であって、事業者がその責務として窓口を置いている場合の、その職責を負っている通報受付担当者の義務とはやっぱり本来的に性格が違うと思います。

そして、先ほど言ったように、例えば何の通報の受付体制もない消費者団体等に、いきなり例えば手紙とかメールで通報が来たときに、じゃあ、どこまでその守秘義務を負うのかということ、かなり微妙だと思います。信義則上秘密を簡単にばらしちゃいけないということはあるのかもしれませんが、普通のマスコミにお願いして、情報提供する場合とはやっぱりかなり性格が違って、その場合に委任契約上の守秘義務を負うかということ、それは恐らく消費者団体の例だと負わないと思います。それを受け付けますよと了承すれば、一定の義務が発生するかもしれませんが、ただ情報が来ただけの状態でいきなり義務が発生するというのはちょっと乱暴で、そこはやっぱりもともとの義務の発生根拠が違っていると。委任契約に基づく義務が発生することが多いから法律でやっつけてしまえという、それもちよっと論理の飛躍があるかなというふうに思っています。やっぱり同じ義務と言っても違うんだろうと。

それから、さっきも申し上げましたけれども、通報する側の立場からすると、今までのケースで見てもマスコミに守秘義務が明文で明記されていないから、通報するのを嫌がるというケースは聞いたことがないです。それは、今までの社会的な経験を基に、その通報者の方がここは信頼できると思って通報し、それを受けて、その信頼を守ってやってきているという歴史があって、マスコミに限りませんけれど、そういう信頼があるところについては、わざわざ法律で守秘義務ということを明記しなくても、通報者の人は選んで通報してきているわけですね。ですから、内部について秘匿を、きちんと情報を秘匿してくれというふうに法が要求しなくてはいけないのは、やっぱり現に事業者の中でそういう情報を漏えいしてしまっ、不利益取扱いが行われると。そういうようなのを見ていると、その窓口そのものが信頼されなくなって、結局、通報することができなくなってしまうということを避けるために、法律で位置付けましょうという話をしているので、外部については、そもそも守秘義務がないので通報者が安心して通報できません、という状況がないんじゃないかというふうに思います。全然状況とか法律的なロジックというのが違うんじゃないかというふうに思います。

○宇賀座長 升田委員、どうぞ。

○升田委員 今の拝師委員の御議論も前提が違って、そもそも民事のルールで準委任とか委任の契約がなければ義務が発生しないなどということは、そういう考え方はとっていないですね。判例などを見ましても、信義則ないし条理で当然そういう義務を認めている、注意義務というものを認めているのだと思うんですよね。ですから、契約が云々という議論だけで、この問題は処理し切れない。

先ほどおっしゃった、Eメールで送信されて、直ちに何らかの義務を負うかどうかというの、その後、何か処理をすれば信義則上あるいは条理上問題、注意義務を負う可能性はもちろんあると思いますけれども、それを何もしないときに義務が生じるっていうことは、これは通常はないわけですね。ただし、その場合であっても、うちにこんな情報が来ましたということ、例えば事業、何か活動しておられるところで公表するなどということは、これ非常にゆゆしいことで、それも許容されるとは到底言えないわけですね。

何かもうちょっと、もちろん賛成反対はどちらでも構わないとは思いますが、もうちょっと大所高所に立って、どここの消費者団体が危ないとか、どここの報道機関がこうだとか、そういう議論ではなくて、そういうことも含めてきめ細かく議論したらどうですかという具合に前回申し上げているわけで、是非、それをそういう何て言うんですかね、余りにも形式的な議論に墮することなく、もともとの発想は匿名性を暴露されたとき、非常に被害が大きいというような御指摘が検討会であったので、それを対応するためにこうやっているわけで、先ほど来申し上げているような事例も、あるいは法理論もあるものですから、是非、それはそれ

なりに検討を頂きたいという具合に思うわけです。

○宇賀座長 拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 今、升田委員がおっしゃったように、例えば消費者団体にメールが来ただけでは、基本的には義務は生じないわけですよ。それで、措置をとればそれなりの何らかの義務が発生してくる。ただし、先ほど言ったようにマスコミに本人がお願いをして、こういう前提で処理してくださいねというふうな話をした場合と、今の場合とでは注意義務のレベルというのは全然違ってくるわけで、今のように、恐らく故意に公表した場合には、法的責任が問われる可能性も十分あると思いますけれども、例えば過失、管理体制がきちんとしていなくて、たまたまメールが何らかの形でほかの情報と一緒にホームページ上に載っちゃったというようなケースの場合に、どこまで不法行為が成立するかっていうのは微妙で、注意義務の程度も、やっぱりケース・バイ・ケースで外部の場合ばらばらなんですね。それを十把一からげに法律で、公益通報者保護法のほうに載っけていいかというのが問題なのです。そうであれば、今まで少なくとも民事上の責任を負うという中でやってきている以上、外部通報については、それを今、あらためて保護法の中に載っける必要はないというふうに言っているわけです。

○宇賀座長 光前委員、どうぞ。

○光前委員 ちょっと私は違うと思うんですけども、もう一回、公益通報者保護法の立て付けを考えていただくと、通報者は1号通報、2号通報をします。そうした場合、1号通報、2号通報ではとるべき措置が定められているわけですね。ところが、そのとるべき措置をきちんとやってくれないときには、3号通報ができますよ。要するに3号通報をしても免責されますよという規定であって、3号通報についてはとるべき措置なんて何ら定められていないわけですよ。3号通報については、だから、とるべき措置も定められていないのに、いきなり守秘義務だけ法律上に明記するっていうことは、やっぱりこれおかしいでしょうということなんですよ。だから、1号通報、2号通報についてはとるべき措置が定められているにも関わらず、守秘義務っていうことは言葉の中に入っていないと。これはやっぱり問題だと。やっぱり守秘義務もとるべき措置の中に入れたほうがいいと、それを法律上明記したほうがいいんじゃないかという議論だと思うんです。それを佐伯先生は力説されていて、実際に3号通報をやるときには3号通報をする方っていうのは、守秘義務っていうのはものすごく厳格に考えておられると思うんです。ただ、その守秘義務をどういう関係で負うかということについては、それは升田さんが言われたとおり、通報者と受理したところの契約関係で発生してくる義務ですよ。

○升田委員 信義則と条理もあります。

○光前委員 信義則もありますし条理もありますけれども、そういうことでしょうか。それをやっぱり公益通報者保護法の中に盛り込むのはおかしいじゃないですかってこと

を言っているんですよ。

○升田委員 いや、私はおかしくないんじゃないですかって申し上げているだけなんです。

○島田委員 よろしいですか。1号との関係で考えて適当なのかという問題があると思います。実はとるべき措置ってというのは、行政とか事業者ならとれますけれど、3号は範囲が確定されていないので、具体的にとるべき措置はとれないんですよ。しかし、法はここに通報することを場合によって認めているわけですから。

○升田委員 免責ということですね。

○島田委員 ええ、だから、その際のやっぱり守秘義務ってというのは考える余地は当然あるわけで、1号にあるとるべき措置があつて3号にはないから、この中で規定するのはあり得ないって議論は僕はないんじゃないかと思うんですけど。

○光前委員 ただ、3号って何回も言ったとおり、通報があつても受理してそれを何かしなくちゃいけないって義務は、とるべき措置に何も規定していないわけですよ、法律上です、公益通報者保護法上は、です。だから、それを公益通報者保護法に明記するのはおかしいんじゃないかっていうことを言っているんです。

○加納課長 すみません、今までの委員の御発言をお聞きしてまして、それぞれのお立場からの御発言として、それなりに理解できるなというふうに思ってお聞きしております。まず、升田先生の問題提起でありますけれども、私も升田先生の問題、御指摘は十分理解はできまして、検討会の取りまとめでは別に1号、2号に限らず3号も含めて、民間事業者に対する通報について、法律上の守秘義務規定が現行法にないということが問題だ、というふうに明記しておりますので、問題の所在としてはある、というのが検討会の議論であつたというのは、升田先生の御指摘のとおりだと思います。

それで、今後のワーキングにおける検討としては、3号も含めて、守秘義務についてどうかというのを検討するというのが、ワーキングのミッションであるというのが事務局としての受けとめでありまして、前回のペーパーもそういう観点でお示しをしたつもりであります。

それに対して前回の御議論では、1号と3号を分けるべきという御意見が委員からございましたので、それも確かにあると。特に、いきなり3号で通報を受ける、3号で受けた人がいきなり守秘義務を負うのかというのは、酷な面があるんじゃないかと。さっき拝師先生からもそんな御指摘がありましたけれど、それは私どもも理解できるなと思いましたので、そういう観点から、こういう組立てを考えてみたんですけども、升田先生からすると、原点は違つたのではないかという違和感として問題提起されるというのは、それは元々はそういう議論をしておりましたので、それはそれで、そういう御指摘はあるだろうと。

あと升田先生の御意見は、どちらかという民事効を重視されている御意見かなというふうにお聞きしてございまして、例えば慰謝料でも、それなりの抑止効果があ

るんじゃないかと、事案によってはですね、ということの御指摘だと思いますので、そこは私どもも同じような感覚は持っておりまして、後ほど違反の効果というのがありますけれど、民事効について広く認めるということはありませんんじゃないかと。もちろんそれは、一般法理に委ねるという考え方もあるんですけども、公益通報者保護法というの是一般法理で委ねられているものについても明確化しましょう、というような発想もありますので、そういう観点から民事効について書くということは、発想としてはあり得るんじゃないかということで書かせていただいております。

また、光前先生がおっしゃっている目的規定との関係でありますけれども、現行法は確かに1号の通報先の事業者と2号の通報先の行政機関のとるべき措置という書き方をしておりますけれども、それは現行法の規定がそうなっているというだけでありまして、それはまた別途、守秘義務を広く定めるということになれば、目的規定のあり方についても、当然、変更も視野に入れて検討するというだけの話でありまして、ここは島田先生が御指摘になったとおりでありまして、その現行法の目的、第1条が所与の前提というわけではないと思います。

また、佐伯先生の御議論は、3号通報について守秘義務を課すことについては適当でないという御指摘なんですけれども、どちらかというところと刑事罰を念頭に置かれてという御発言だったのかなという気がいたしました。そこは、民事効も含めてそうなのか、刑事罰に限っては特にそうなのかというところ辺を明らかにしていただくと、もう少し、その議論が噛み合ってくるんじゃないかという印象はあります。

○宇賀座長 では、佐伯委員、どうぞ。

○佐伯委員 私は刑法の専門家で、ほかの分野について専門ではないんですけど、刑事罰に限定したつもりはなくて、一般的に3号については一般法理に任せたのでいいのではないかと意見を申し上げました。

ただ、私は親委員会の委員ではないので、その点については親委員会で決定済みであるということであれば、もちろん私が口を出すことではございません。

ただ最後に1点、升田先生の最後の例、例えばメールで突然送られてきたときであつたら、それだけで義務は負わないけれども、公表したら損害賠償責任を負うだろうというのは、まさにそのとおりなんですけれども、それはやはりプライバシー侵害として損害賠償責任を負っているのではないかと思います。プライバシー侵害として損害賠償責任を負うんだから、公表してはいけないという意味での守秘義務があるんだと言えば、それはそのとおりで、全く異論はございませんけれども、今、ここで議論している守秘義務というのは、そういう意味での義務ではなくて、特別に通報を受けた者に特別の義務を課するという議論ではないかと、私は理解しております。

○中野政策企画専門官 1点よろしいでしょうか。

○宇賀座長 はい。

○中野政策企画専門官 こちらの資料に書いていなくて恐縮ではあるんですけど、前回、升田委員から公益通報において秘匿されるべき情報の範囲については、個人情報の問題とプライバシーの問題に関連するという御意見がございまして、プライバシーを侵害した場合には法的な制裁もあり得るとということで御意見を賜っておりますので、升田委員といたしましては、何らかの契約上の義務という観点ではなくて、そちらについて想定されているかどうかというのはちょっと分かりませんが、一般的なプライバシー侵害の問題として守秘義務を考えた場合に、民事的効力が生じることが一般的にあり得る、民事上の損害賠償責任が生じるということはある話であって、そのため、これを法律上規定するのはどうかという御趣旨の発言であると、こちらとしては理解しております。

○宇賀座長 どうぞ。

○升田委員 別に混乱させるつもりは全くないんですけども、先ほどおっしゃって、先ほど来問題になっている一般法理にどの程度あるから法律上載せるかどうかというのは、別にこの問題に限らずに全体的に問題になっていまして、私は一般法理だけでも、絶対に載せないといけないということで考えているわけではないんです。

ただ、何らかの形でそれを言わなければ、やはり重大な不祥事が生じたときに、また、何であれをきちっとしなかったかという議論になりがちだということが一つ背景にあるのと、元々この検討会のときに、最初の頃に非常に大きな問題として取り上げられたので、やはりきちっとこれは検討したほうがいいだろうということが前提になっているわけです。

一般法理にあるから法律の明文として載せないといけないかどうかというのは、多くの場面で私は載せるべきではないという意見でありまして、むしろ光前委員とか弁護士委員のほうが載せると、こういう意見なんで、私、あまりこの点だけ強調してどうのこうのというつもりはもちろんないんですけども、ただ、要件とか主体とか範囲とか効果は相当に違うわけでありまして、どこかに書いておられますけれど、やはりきめ細かい議論とガイドラインとか、そのほかの諸々の場で、やはりこれで、いや、実は法文、明文で規定しなくてもよくなったという、何かずさんな取扱いをされるようなおそれもあるわけでありまして、やっぱり通報される方が間違っていて、と言うとなんですが、第三者通報されて、そこからそれがどこかに漏れてしまうとか、氏名だけではなくて内容に亘ることも漏れるおそれがあるわけですから、そのときには、今度は事業者のほうも非常に被害を受けるということになりますので、こういう情報はもう最初、通報される方から最後のキーとしては処理されるまではきちっと管理を全体的にさせていただくのが非常に重要で、そういう観点からも、やはりどこかで議論をしていただいたほうがいいのではないかと。ここでは、事業者とか主務官庁とか第三者とか、そういう立場の方もおられて、そこだけ切り

取った議論がされているんですけども、そうするとどこかで情報漏れが生じて、また予期しない事態が発生するのではないかということを、ちょっと危惧しています。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、山口委員、どうぞ。

○山口委員 いろいろ御意見を伺いまして、きめ細かな検討をすべきというのはそのとおりだと思います。というのも、親会の議論の際、通報者の秘密を守る、ということはいくつかの委員から要請がありました。ただ、私はどんなに頑張ってもバレてしまいます、という意見は何度も申し上げたわけです。例えば3ページの議論いただきたい論点というところに、3号に関して、いろんな検討事項があります。私は佐伯委員と同じ意見でして、1号では認めるけれど、3号ではなかなか守秘義務は規定しにくいかな、といった考えです。それはやはり、検討会の議論で検討されて3号を見たときに、例えば被害を受けるおそれのある購入者とか、それから周辺住民とか、こういうのも通報対象先になるわけですよ、3号の場合は。典型例というのは民間で、ある意味、何か労務提供先に対して監督是正の力を持ったところ、若しくは予防、不正を予防するとか、更なる拡大を防止できる力を持った機関を、一般的には3号通報の通報先として、恐らく頭に想定されますし、我々もそういう意味で議論しているわけですけども、周辺住民とか被害者の方が、例えば通報先で通報を受けたときに、「ええ、あそこの会社の従業員の人がこんな情報来たから、これって大変だ」ということで、情報は普通に伝播する。情報はそうやって伝播していくのが当たり前なんじゃないのかなというふうにも思います。そこに何か守秘義務っていうものを想定するっていうのは、少し違和感があるんですよ。

だから、3号で今、升田委員がおっしゃるように、例えばやはり何らかの形での守秘義務の根拠みたいなことをもう少し議論して、入れるなら入れるということであれば、何かやっぱりこの3号の範囲をもう少し、例えば現行法がちょっと今、括弧書きでこういうのが入っていますけれども、この括弧書きのものはもう削除しちゃって、いわゆる民間の事業体に対して行うということだけに限るとか、逆に言ったら、もう今のこういう広い3号の通報先が、対象範囲が広いのであれば、ちょっと守秘義務を一般的に課すっていうことは難しいかなと。若しくはこれをもう少し3号を4号に分けるとか、そのような仕組みを検討しなければ、守秘義務というのを一般的に想定するっていうのは難しいかなという感じがします。そのような意味で、1号、2号はいけるけど3号は規定することは無理という、そことつながってはこないのではないかなと、そのように考えましたけれども。

○宇賀座長 ありがとうございます。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 たくさん委員の御意見を伺って、非常に勉強になったんですが、私も升田

委員の御意見に賛同するところが多くて、公益通報者保護法の他の規制も、多くは一般法理によって保護されるものですが、やはりこの法律で保護されるんだということを確認することで、公益通報をしやすくするという目的があるわけですので、この場合でも同じだろうと思います。

ただ、問題になるのは、一般法理では責任が問われないものが、この法律によって責任が問われるようになるという場面があるかどうかではないかと思います。私、プライバシー侵害の判例とかきちんと勉強していないので、これから勉強しなければならないんですが、恐らくプライバシー侵害の場合は、事実を公にするという、プライベートなことを公にするのが不法行為の法益侵害の事実であって、プライベートな情報を個人的に伝えるというところまで法の保護が及んでいるわけではないと思います。そういうふうには考えないと、私たちが日常的に行っている対話まで、全部プライバシー侵害の法理が適用されるようになって、幾ら何でもそこまでひどくなっているとは考えにくいと思います。これについては、あらためて判例を勉強しなければなりません。

もし仮に、公益通報者保護法で守秘義務の規定を置いた場合に、公然と事実を摘示するといった要件を課すことなく、単に漏らしてはならないといった規定を置くとしたら——現行法にある守秘義務の規定を踏襲するならそうなる可能性が高いと思いますが——、その部分で、第三者に対してこれまで課されたことのないような義務や責任を課すおそれが出てくるのではないかと思います。特に、守秘義務を負う第三者の範囲を特に限定せず、公益通報を受けたどの人にもそういう義務を課すということになりますと、それは広過ぎるという考えが妥当するのではないかなと思います。

ただ、もちろん守秘義務の規定をそこまで広く設定した上で導入するだけが選択肢ではないので、例えば不正競争防止法の営業秘密の漏えいに関する規定は、いろいろと要件が限定されていて、例えば事業者から営業秘密を示されたというタイプの場合は、図利加害目的でなければその秘密の漏えいは違法にはならないという規定ぶりになっていて、そういったルールはあり得るのではないかと思います。

消費者団体が十分に情報の保護体制を整えていないということは確かにあるとは思いますが、しかしだからといって、例えば従業員から公益通報の通報をされたときに、当該の事業者に対して、この人はこうやって通報してきましたよ、などと漏らしてしまったら、それはもう当然違法ですし、十分な情報保護体制が整っているかどうか以前の問題だと思っています。ですから、第三者であっても明らかに許されない行為というのはあるはずで、そういうものに関して規定を入れるということも検討する余地はあるのではないかなと思っています。

○宇賀座長 ありがとうございます。

拝師委員、どうぞ。

○**拝師委員** 3号通報に守秘義務を入れることで、どこまで通報する人が通報しやすくなるかどうかというのは、やっぱりきちっと検討すべきだと思います。そこは正直言って、いろんな負担を第三者側に課す割には、それがあから通報しやすくなったという関係は恐らくないだろうと思います。それは、内部、1号通報の場合の事業者側に義務を課す効果と比べると全然違うのかなというふうに思っています。やっぱり今、3号通報で求められているのは、1号が優先で証拠隠滅のおそれとか、いろんな条件が高いハードルを越えないと通報できないということ自体が難しいと言われていて、それも通報当事者の声だと思うんですけど、第三者のほうで守秘義務がなくて曖昧なので通報しにくいという声はちょっと聞いたことがないんですね。ですから、その立法事実というか、根幹の部分はきちっと確認をした上で議論を進めないと、机上の議論になっちゃうのかなという気はしています。

それで、もちろん私自身も一般法理にあっても、必要なものは保護法に入れるという考え方は当然そうだと思いますし、それはやっぱりそれによって公益通報制度そのものの信頼性が高まるとか、グレーな部分がよりはっきりして通報する人が迷いなくなるとか、そういうメリットが当然考えられるわけです。だからこそ、一般法理でルール化されていても保護法に規定する意味があるというケースも多々あると思うんですけど、ただ、この場合についてはちょっと難しいのかなと。3号の場合については、一般法理で先ほど言ったように多くの場合で守秘義務が課されるケースがあるとしても、それを通報者保護法に入れることはちょっと難しいのかなと思うし、必要性そのものもそれほどないだろうというふうに思っています。

○**宇賀座長** ありがとうございます。どうぞ。

○**升田委員** すみません、先ほど田中委員がおっしゃいましたプライバシーの開示が違法になるかどうかというのは、必ずしも刑法の名誉毀損のように公然性が要求はもちろんされていないんだと。ごく少数の人に開示しても、實際上不法行為を認めたものもあります。

それから、名誉毀損なんかでも刑事と民事の名誉毀損、もちろん要件が違うんですけども、公然性ではなくて伝播の可能性みたいことを言っているのがあります。だから、大審なんかの判例を見ますと、特定の人に話をただけで名誉毀損を認めたというのがあります。

もう一つは、保護される範囲がだんだん個人情報保護と重なり合ってきています。島田委員がおられて、こんなこと申し上げるっていうのはなんですけれど、一番有名な最高裁の判例が、「江沢民早稲田大学講演事件」という事件がありまして、これはごく少ない情報を警察当局に大学の担当の方が開示されたということで、損害賠償責任が認められたという、こういう事件でありまして、従来の判例などに照らしますと、情報自体が果たしてプライバシーに属するかっていうことすら問題に

なり得る事件ですけれど、最高裁がそういう具合に言っているものですから、非常に重要な先例になっているということでもあります。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。光前委員、どうぞ。

○光前委員 一つ、これは確認しておきたいんですけども、立法事実として、私たちが通報者の秘密が暴かれてしまったことによっていろんな被害が生じている事件というのは大体1号通報と2号通報なんですね。3号通報で、そういう事実があったという事件は確認していません、それがまず第1点。

それから、もちろんプライバシー侵害ということについては、先ほどの江沢民事件でも弁護士はもちろん十分知っているわけで、あれは江沢民の講演会に出席したメンバーの名前とか住所を警察に連絡したってということで、一人につき5,000円の損害賠償を認めたって事件なんですけども、それを考えれば公益通報をしたって事実を特定の誰かに流すってということは、確実にプライバシーの侵害になると私は考えます。ですから、そういう意味では一般法では、既に公益通報をしたってことを漏らしたってということに関しては、プライバシー侵害ってということでの法的な保護も図られたわけですね。それを、公益通報者保護法に盛るかどうかの問題ということになると思うんですけども、公益通報者保護法っていうのは、先ほど言った法体系とちょっと違うんじゃないかということで、もし、そういうことをするのであれば、抜本的に公益通報者保護法の仕組みをもっと中央から変えていかなければならないんじゃないかというふうに私は考えます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、お時間の関係もありますので、報道機関と守秘義務の関係についての検討に移りたいと思います。

まず、報道機関の実務に携わっておられる井手委員より、最初に5分程度、御意見を伺いたいと思います。

○井手委員 オブザーバーなのに発言の機会を与えていただいてありがとうございます。

前回、私は前半を出席していなくて、突然、発言を求められたものですので、主に日本新聞協会の要望書について説明しろという趣旨を受け取れていないままの発言になったかと思います。それから前回、委員の先生方が出されている疑問に対して、完全に対処できていなかったのではないかとも思ひまして、今回はそうした疑問に対して、私ができる範囲で理解を頂くよう御説明したいと思います。

先ほどから論議されている報道機関への公益通報というのは、私たち報道機関は、そのための窓口を設けているわけではないんですけども、報道機関へ情報提供される方っていうのは、その事実を明らかにしてほしいという意欲というか、意思が非常に強い方が多いことをまず、申し上げておきます。私たち報道機関は、そういう取材相手の方との間に強固な信頼関係をまず築いて、それから、その方の立場を

守るために公益通報者保護法の保護規定とは別に、報道機関の最高の職業倫理である「情報源の秘匿」というものをもって、その方の立場を守りながら取材を進めて、国民の公益に資する、国民の知る権利に奉仕する報道しているということが、基本的なあり様です。そういう意義を踏まえ、私は報道機関への守秘義務の導入には反対をします。法的な守秘義務を導入されると、一つは、憲法21条で保障されている報道の自由が侵害されるというのが大きな反対の理由ですけれども、もう一つ、取材相手との信頼関係の構築に悪影響を及ぼすということを申し上げます。こうした考え方を説明するには、どうしても、私たち報道機関の「取材源の秘匿」というものがどんなものなんだということをまず説明する必要があると思ひまして、法律の専門の先生方に釈迦に説法のような感じなんですけれども、資料を用意しました。

一つは、資料4を御覧ください。「取材源の秘匿」について最高裁が認めている判例です。

これは、米国の日本法人である健康食品会社に対する課税処分報道について、米国の会社が米国政府に損害賠償を求めた訴訟で、米国の地裁が、その報道を日本で行った報道機関の記者などに対して、囑託尋問を日本の裁判所に要請したことが発端でした。NHKや読売新聞、共同通信の記者らがいずれも取材源に関する証言を拒絶しまして、食品会社側が証言拒絶の当否を問う裁判を申立てたものです。最高裁は、それに対して、証言拒絶は正当だとし、「取材源の秘匿」を認めました。資料として提出しました判例によりますと、御承知のとおり、民事訴訟法では、何人も証人として証言すべき義務を負うものの例外的に証言を拒絶することができる旨を定め、弁護士や医師とか、「職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合」を挙げていますが、この訴訟の場合、報道機関もそれに当たり、職業上の秘密だと認めている判例です。

資料の3ページ、下から3行目から、そう判断した理由が書かれており、この論議に大変重要だと思いますので読み上げます。「報道関係者の取材源は、一般に、それがみだりに開示されると、報道関係者と取材源となる者の間の信頼関係が損なわれ、将来にわたる自由で円滑な取材活動が妨げられることとなり、報道機関の業務に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になると解されるので、取材源の秘密は職業の秘密に当たるといふべきである。」ということになっております。

さらに、そこから少し進んで4ページの中頃、上から9行目からになります。 「報道の自由」とともに、「報道のための取材の自由」と「取材源の秘匿」との関わりについても最高裁は述べていて、「取材の自由の持つ上記のような意義に照らして考えれば、取材源の秘密は、取材の自由を確保するために必要なものとして、重要な社会的価値を有するといふべきである。」としています。報道機関にとって、「取材源の秘密」というのは、「取材の自由」に大きく関わるのですが、それについても最高裁は認める判断をしているといえます。

前回と、先ほどからの議論でも出ているんですけど、裁判所からの文書提出命令とか、民事訴訟での証言とか、そういう面で「取材源の秘匿」の問題が論じられています。もし、取材源の秘匿と守秘義務が対立する場合、例えば報道機関が名誉毀損で訴えられたような場合に免責する条件を入れれば守秘義務は十分、課せられるんじゃないかというようなお話があったと思うんです。けれども、報道機関にとっては、逆にそういう免責規定を入れられること自体が、非常に問題になると思っております。

といいますのは、じゃあ報道機関が、例えば裁判所の文書開示命令に対して、何ら抵抗せず、すぐに「出しますよ」と言ったら、誰も報道機関に行って情報を提供しなくなるのは必至です。例えば私の親族だってそう考えると思います。法的には報道機関に配慮したつもりかもしれませんが、免責のような規定がある報道機関に、皆行くわけないし、情報提供者が報道機関を避けることにつながるわけですね。報道機関にとって「取材源の秘匿」というのは、どんな場合があってもそれは守らなきゃいけないという、「報道の自由」を貫くための最後の砦、生命線なわけです。だから前回も、たとえ逮捕されてでも証言を拒絶するのだとお話しをしました。その具体的な事例として、1952年に「朝日新聞石井記者事件」というのがあります。これは長野県の汚職事件に対して、公務員から情報を漏らされたんじゃないかということで石井記者が情報源を求められたんですけども、結局、証言を拒絶して有罪になりました。起訴されることも甘んじて受け、有罪になった例です。私たち報道機関が一般の法令よりも「取材源の秘匿」を優先することを示す重要な例です。だから文書の開示命令が出て、民事訴訟などで証言を求められても、拒絶するというのが報道機関としては当たり前であり、というか取材源を守らなきゃいけないと私たち報道機関は思っているわけです。

それから、本日の資料2「主な検討項目の整理」にも挙げられている「取材源を秘匿することは、守秘義務と同じ方向を向いているとも考えられる」という意見についても反論します。これは、委員限りということで配布している資料の判例を通じて行います。この判例は、先ほど、紹介しましたNHK記者と同じ課税処分報道に関する証言拒絶に関して、読売新聞記者の証言拒絶の是非が問われたものですが、東京高裁が「証言拒絶には理由がある」と認めた判例です。その後、訴訟は、最高裁に移って、高裁の判決内容が確定しているんですけども、最高裁では、高裁の判決を認めるという内容で、この場で述べたいポイントは、高裁の判決部分にしかりませんでしたので、高裁の判例を引用させていただきます。資料の5ページの最終段落に「第三 当裁判所の判断」というところがあります。そこを読み上げます。下から6行目の「ところで」というところからです。「ところで、報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、いわゆる国民の知る権利に奉仕するものであるから、思想表明の自

由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法二一条の保障のもとにあることはいうまでもない。」としています。

さらに、「また、報道は、取材・編集・発表という一連の過程を経て成立するものであって、取材は報道にとって不可欠の前提をなすものであるから、取材の自由も、憲法二一条のもとで、十分保護すべきものといわなければならない。」と続きまして、その次なんですけれども、「したがって、取材活動は公権力の介入から自由でなければならず、報道機関と情報提供者との信頼関係が十分に確保されなければならない。」と述べられています。つまり、取材活動は、公権力の介入から自由でなければならないということを判例でも認めているわけです。

したがって、形からは、情報提供者を明らかにしないという「取材源の秘匿」と守秘義務を課すということは一見同じように見えるかもしれませんが、私たち報道機関からいえば、二つは全く意味が違います。要するに、報道機関にとって最高の職業倫理である取材源の秘匿を法律によって守秘義務で負わせるということを規定された場合、取材報道の自由が制約されることに非常に重大な懸念を持ちます。それは仮に民事ルールとしての導入であっても同じだと考えています。そもそも民事ルールというのが大体どういう規定をされるのかということがはっきりしていないので、本来検討のしようがないんですけれども、仮に一文でも守秘義務の規定が入った場合、それに違反したということで行政当局とか調査当局が介入するということは避けようがないと考えられ、「報道の自由」には全く反すると考えています。

先ほど来、契約という概念で議論が進んでいます。つまり3号通報先が第三者から通報を受けた場合、報道機関も同じ位置付けなんでしょうけれども、その時点で通報者と何か契約が成り立ったみたいな前提で話が進んでいるんですけれども、報道機関の場合は、通報者と報道機関という二者間の単純な契約関係では捉えられないということを力説したいのです。実際に私は、実務で内部告発に関する取材を担当しているんですけれども、報道機関には別に公益通報という窓口というようなものがあるわけではありません。様々な方から様々な情報提供があつて、公益通報者保護法で保護要件に定められた通報者の範囲や通報対象事実の範囲にあてはまらない様々な情報提供が来るということをまず言っておきます。それから、情報提供者が自分から報道機関に来るだけではなくて、私たち報道機関は大きな事件になると、内部の情報を出していただけるような協力者を求めて取材に回ることもします。あるいは、前回資料としてお配りした日本新聞協会発行の『新聞研究』7月号に、テレビ局が情報提供者を番組で呼びかける例が書かれていますが、情報提供者を記事や番組で求める形もあるわけで、種々様々な情報提供、情報入手のあり方があると理解いただきたいのです。

それからもう一つは、その種々様々な情報提供者の方の自分の氏名などの情報に対する考え方の問題があります。実名で告発をされて名前を明らかにしてもいいと

いどころか、実名で記者会見をされるという方もいらっしゃる、実名が分かるのは全くだめだという方から、少しぐらいなら構わないという方まで、もう様々なわけです。さらに、これがまた大変なのは、そうした考え方が例えば情報提供を受けた時点から新聞記事やテレビの番組に出るまでずっと変わらないのではなくて、時点、時点において、随分と変わっていくことです。その方にとっては重要なことですから、記事や番組をどういう形でどういうふうに出すんだ、ということも含めて、自分の実名に関する情報に対するお気持ちが変わられることに直面し、それぞれの状況に応じた対応をしています。

それから委員の皆さんは、どうしても公益通報者保護制度の枠組みで報道機関を捉えようとされていていらっしゃいますが、事業者や行政機関のように一対一の窓口があって、言われてきた情報だけを調べて、その事実だけを報道しているということではないのです。大きな案件になりますと、本当に10人以上の情報提供者があることもしばしばです。そうすると、じゃ最初に言ってきた人っていうのは取材の端緒にしすぎないことが多いわけです。もちろん「取材源の秘匿」に基づいて配慮をするんですけども、その情報を鵜呑みにすることは決してありません。様々な取材を行って、提供された情報の裏付けをとって、提供された事実以上の掘起こしをして報道をしています。すると、最終的な報道の内容は、最初に言われた情報と全く違うようなこともあるわけです。というか、逆に、最初に提供された情報とほぼ同じ内容で報道するようなことの方が少ないのです。過去にこの検討会の場で報道被害とか風評被害という言葉が出ました。私たち報道機関は風評被害を避けるのは当然の責務なので、徹底的に取材を積み重ねていくわけです。そうすると、じゃあ、どういうことになるかという、報道機関に事実を明らかにしてほしいと相当な意欲を持たれて来られた人が最初に言われた情報と全く違う、その人の思いどおりではない報道をすることが間々あります。報道機関は報道機関の責任を持って取材で裏付けたものを報道するため、途中で情報提供者の気が変わって、たとえ提供した情報を公表してほしくないと言われても、記事で公表する場合もないことはないわけです。

いろいろ資料を見てもらって申し訳ありませんが、参考7の日本新聞協会編集委員会の要望書を見てください。2ページの下から2段落目、7行目のところを読み上げます。「報道機関に通報してくる情報提供者は様々です。思いどおりの報道をしてもらえなかった通報者が守秘義務違反を理由に報道機関を訴えたり、事業者等が情報を漏えいした責任を報道機関に転嫁したりすることも考えられます。」とあり、それから、「取材結果次第では、情報提供を犯罪行為に利用しようとするなどした側の不正を暴いたり、情報提供者の意に沿わない内容を報道したりする場合もありますが、報道機関に守秘義務が課されることになれば、そうした報道も制約されることになりかねません。」としています。ここで重要なケースとして申し上げたいの

は、「情報提供を犯罪行為に利用しようとするなどした側の不正」の件です。つまり、報道機関を犯罪に利用しようという悪意の通報もあり得るわけです。実際に通報の行為や内容に犯罪行為の要素があると判断した場合に、私たち報道機関はそうした犯罪行為を見逃していいのかということにもなりかねません。

したがって、先ほどから申し上げているように、報道機関に守秘義務を課すということは、報道機関の取材などの実務、更に「報道の自由」に制約をかけることとなります。前回、第5回ワーキング・グループの論点で、これも重要だと考えているものがあります。第5回の論点整理の資料の9ページに掲載されている「その他の外部通報先に守秘義務を課す場合、報道機関の取材・報道の自由を阻害しないための方法としては、どのようなことが考えられるのか」という論点です。第5回でこれについてどんな議論があったのか、詳細に把握はしていませんけれども、正直に言って守秘義務を課せられた途端に、報道機関が自分の責任でもって「報道の自由」の下に記事を書くという報道内容そのものに多大な影響を及ぼすことは間違いありません。これも反対の重要な理由の一つです。私は、守秘義務を課したうえで「報道機関の取材・報道の自由を阻害しないための方法」などあり得ないと考えています。現実問題として、思いどおりの報道をしてもらいたいという通報者の方と、取材で裏付けをとった事実だけを報道する私たち報道機関の間には齟齬があるわけです。配慮や工夫はしますが、提供された情報の内容も含め、通報者に関わる情報は記事や番組の内容に大きく関わります。守秘義務が導入されれば、それを基にして、通報者が記事や番組の内容に踏み込んで意見を言って来られることも考えられないとは言えません。通報者の言われたとおり、そのままの報道をすることはできません。報道被害のおそれも含め、危険なものをはらむこととなります。私たち報道機関が責任を持った報道をし、報道内容には自らの責任を持つという「報道の自由」の立場から、守秘義務は悪影響を及ぼすという考え方です。

ちょっと長くなりますが、資料2「主な検討項目の整理」の中の「さらにご議論いただきたい論点」にも意見を申し上げます。「仮に報道機関を守秘義務の例外とする場合、そのような取扱いが必要となる根拠をより明確にすることが必要ではないか。」という考え方が挙がっています。私が第11回検討会で発言した意見を覚えていらっしゃると思うんですけど、私は別に報道機関を特別扱いしようということを行ったことは一言もありません。むしろ消費者団体であるとか労働団体であるとか、要するに3号通報先の団体全体に守秘義務を掛けることについて、極めて慎重な議論が必要じゃないかということをおっしゃっています。私は報道機関を適用外にするということは、報道機関には「情報源の秘匿」という職業倫理があって、それに基づいてそれこそ自分の身を賭しても通報者の秘密を守っている現状がちゃんとあるにも関わらず何か自分たちだけを特別視してくれというみたいで、国民の受止め方を考えると、かえって好ましくないと考えています。先ほど弁護士委員から3号

通報先には通報者に選択の自由があるとお話がありましたが、適用外規定のおかげで、ほかの3号通報先と同じように選んでもらえなくなる通報者の方が出ないとも限りません。報道機関が名誉毀損などの訴訟の際に自己を防御するために取材源を明らかにしてもいいという免責の規定と同じで、かえって弊害があります。

親会の検討会の議論を振り返ります。一般論として通報者を保護するために守秘義務を掛けることには、私も賛成しているんですけども、それは私も含めて、委員の皆さんが1号通報、2号通報を頭に置かれていて、3号通報までを区別しての精緻な議論はなかったと記憶しています。個別の具体的な通報先に法的な義務を掛けるときは、やっぱり拙速な議論であってはならないと考えます。今、私が説明した報道機関のあり方だけでも、知らない方にはなかなか実態が分かりにくいんじゃないかなと思います。

消費者団体とか労働者団体とかが実際、公益通報を受け付ける実務がどうなっているのか、守秘義務を導入されるとどういふ問題点があるのか、先ほどからきめ細かな議論をとという意見があるんですけども、そういうものからきちんと議論を始めないと、軽々しく判断はできないと考えます。私は先週から今週にかけて、消費者庁に、日本新聞協会の代表なり「報道の自由」に詳しい有識者をワーキング・グループに呼ぶべきではないかとお話しました。私、実際、日本新聞協会の代表ではありません。たまたま検討会の委員の立場にいますので、消費者庁の要請に応じてこういうことをお答えしましたけれども、本来であればこの要望書の作成に当たった日本新聞協会の代表とか、それから「報道の自由」でいえばそれを専門にする有識者の方はかなりいらっしゃいますし、そういう方に十分意見を聞くべきです。労働団体にしても消費者団体にしても、労働団体や消費者団体の独立の観点も必要だと思えますし、守秘義務をかけられる当事者側の意見は聞くのが、こうした場合当然の手続きではないかと思っています。

それから「さらにご議論いただきたい論点」の第2点目、「仮に報道機関を守秘義務の例外とする場合、報道機関に対する外部通報の要件を緩和しにくくなるかと考えられるかどうか。」という点にも意見を述べます。私はこれまで、検討会で外部通報、特に3号通報の要件を緩和すべきだという意見を何回も発言しているんですけども、だからといって代わりに守秘義務を掛けるというふうに保護要件と守秘義務をリンクするのは大きな危険があると考えています。私は、外部通報の保護要件の議論は、守秘義務との関わりでなく、1号、2号、3号という制度間のバランス、制度間競争という観点で考えるべきだと思っています。今の公益通報者保護法というのは、1号、2号、3号の通報が互いに機能を補完し牽制することで成り立っています。ところが現在の3号通報の保護要件ではハードルが高すぎて、通報者が通報をしにくいのではないかという考え方があって、それを出発点として考えるべきです。それをいきなり、保護要件を緩和するには守秘義務がどうのこうのというのは、

論理がかなり飛躍していますし、影響だけが非常に大きいのではないかと考えます。やはり、保護要件と守秘義務は別個に考えるべきですし、守秘義務も1号と2号、3号と、それぞれの通報先ごとに議論すべきです。それからもう一つ、先ほど立法事実というお話がありました。私も前回から、かなり長期間にわたって調べてきたんですけども、報道機関が情報源の秘匿に関して民事訴訟を受けた例というのは、ありませんでした。私は寡聞にして全く知りません。私の周りの同僚とかにもかなり調べてもらったんですけど、そうした例は見つけれませんでした。つまり、私たち報道機関が自らに課している「情報源の秘匿」という職業倫理の中で、今何ら被害が出ていないわけです。今すぐにでも守秘義務をかけなければならないという立法事実は全くないということも言っておきたいと思います。

それから、私たち報道機関は職務として情報提供を受けていますけれど、ほかの3号通報先の方々というのは、基本的には善意で公益通報を受けておられると思うんです。あるいは、善意の延長のようなことで取り組まれているように見えています。だからこそ、通報者の氏名などの情報が漏れていない、出るわけがないと思うんです。通報者の氏名などの情報を漏らして被害が出ているのは1号、2号通報です。その1号、2号に掛ける守秘義務の論理を全体に広げるべきだという升田委員の意見の真意がどうなのか、よく分かりませんが、実態や意義もよく把握しないまま、とにかく3号も一緒にするのは乱暴な議論だと思っています。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、報道機関と守秘義務の関係について御議論をお願いしたいと思います。升田委員、どうぞ。

○升田委員 守秘義務、さっきからいろいろ議論になっているんですけど、もう一つの問題は、実は守秘義務の性質が従来から潜在的には問題になっていまして、守秘義務といいいましても私的な、つまり、何か相談とか依頼とかあった人との関係の守秘義務の問題と公的な公法上の守秘義務の問題と、やはりうんと違うのではないかと。先ほど取材源のお話をされましたけれども、これは基本はやはり私的な義務であって、それが職業倫理となって公的な側面もあると、多分こういう問題だろうと思いますね。

弁護士などの義務を見ますと、もちろん依頼者のという明示の文言があるところもありますけれど、これはもう明らかに依頼者との関係の守秘義務、「業務上」という概念で括っているのもあるわけですけども、これは特定の依頼者とかそういうことではなくって、職業の倫理を公的な義務に高めたものとして考えているものですね。そのほかのいろんな専門職についても似たような規定があるんですけども、そうしますと私的な義務と公的な義務という分け方も一応可能であるとするれば、おのずと法的な効果はもちろん違うわけでありまして、それはやはりある程度想定して考えないといけない。公益通報の場合、一体どっちかという、これはやはり通

報された方のものをまず大事にすべきだっという考え方で議論が続いているのではないかと思うんですけれども、それとは別に公的な義務がある人たちには公的な義務があるから私的な義務も含まれますよ、というふうに言えば、それはそれなりに相当カバーできるのではないかと思うんですね。

ですから、きめ細かいというのはそういうことも一つ御議論いただきたいのと、今、井手委員のお話であれなんですけれども、報道機関という具合に一口で言っていますけれども、一体どれを、どの範囲を報道機関かというのは従来からやはり裁判の実務で問題になっているっていうことでもありますし、それからお話を伺えば伺うほど取材源の秘匿というのは守秘義務と同質の義務の内容の側面もやはりあるっていうことは、これは否定できないっていうことになりますし、今いろいろな実務上の御苦勞をお話いただいたわけですが、これはもちろん報道機関には非常にそういう情報がたくさん行くというのは、これは常識なんですけれども、そうでないところにも第三者通報ということで行くと、恐らく同じように御苦勞がおりなわけですから、そのみで決めることはやはりできないかなという気がいたします。

それから、もちろんいろんな方の御意見を聞きながら進めていくっていう、それぞれ関係するところの御意見を聞きながら進めていくっていうのは、それなりに重要だと思うんですけれども、そうしますと報道機関だけにとどまらない、あるいは労働組合だけにとどまらない。そのほかいろいろな団体もありますし、それからまた企業、事業者のほうもどうするかというようなこともありますので、やはりそれをこの場でおやりになるのか、また別途おやりになるのかですね、そこは検討の必要があるかと思えますけれども、一部の方だけお話を聞かれてこうだということやはりフェアではないというふうに感じました。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 先ほど申し上げているような3号通報については、そもそも一般にもう守秘義務を公益通報者保護法上は課さないっていうことになれば、報道をどうするかって論点そのものがなくなると思うんですね。やっぱり報道機関独自の社会的な信頼の確保の工夫とか憲法上の位置付けとかがあって、それは当然尊重しなきゃいけないと思えますけれども、そもそもそれ以前にやっぱり本当にそういう必要があるのかってというのはよく考えていただきたいです。仮に何かの義務を入れるということというのはやっぱり報道機関については、それなりに配慮をしないと、それはちょっと難しいんだろうというふうに、同じように義務を課していくってことは難しいだろうだろうなということ、よく分かりました。あとはその場合、報道機関の範囲をどうするかっていうまた別の論点も出てくるので、やっぱり3号通報にはいろいろ雑多なものが入っているということが問題の根源なので、そういう前提

で考えると、一律に義務化するのはやっぱり難しいかなと思います。

それから井手委員がおっしゃられていた中で、第三者に守秘義務を課すことで3号通報の要件を緩くするという関係については、ちょっと問題があるんじゃないかという御指摘があったと思うんですけれども、私もそれはそのとおりで思っていてまして、やっぱりそういう議論になってくると、今度はそもそも守秘義務の目的がちょっと変わってきてしまって、通報者を保護するための守秘義務の議論をしていはずが、何か企業が通報されてもしようがないよねっていう、許容するための守秘義務みたいな議論がちょっとすり替わっちゃうんじゃないかなっていう懸念がありまして、そういう意味ではやっぱり外部通報の要件については、行政通報よりは一定信頼性のある通報にしましょう。相当性より緩和するかどうかという議論をしておりますけれども、内部通報とか行政通報よりはちょっとハードル、その部分の信頼性、信憑性についてのハードルは上げましょうよ、とか、あるいは通報内容の重要性とかというところで、外部通報の要件というのは正面から議論すべきで、それと守秘義務を絡めるとするのは私も反対です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。山口委員、どうぞ。

○山口委員 井手委員の今日の話の中でやはり私も共感するのは、私もやはり内部通報を受け付ける側の仕事をしていて、要するに例えば会計不正事件でいうと、通報者は横領事件に関しての通報だったのですけれども、よく調査してみたら実は粉飾だったと、判明する実態が全然違うケースが時々あるのです。だから内容的には実質的には虚偽記載だったけれども、その横領に関する調査、その通報があったからこそ、最終的には会社の不正が見つかったと。これは通報者を責めるべきなのか、それともやっぱり称賛すべきなのか。これは非常に難しい問題なのですが、先ほど井手委員も10人から聞かないと本当に最初の通報があったものは発端であって、最終的にそれが社会的な意味のある構造にはつながらないという一種の、ありましたけれども、そういうことをこの公益通報者保護法の中でどう捉えていくか、これはとても重要だと思うのです。

例えば通報を取り扱う者の守秘義務が今日議論で出ていますけれども、通報を実際受け付ける立場からすると、やはり通報っていうのは本当にその通報だけで何か完成したものじゃなくって、例えば社内に通報があれば社内の調査があって、それで初めて実態が見えるので、またひょっとしたら行政の通報も同じように不完全なものが行政の調査によってある程度、監督権限を行使できるような事実がそこで表われてくると。そういう公益通報者保護法の1条の趣旨、目的からするならば、本当に消費者に何かいろんな情報を、いわゆる有益な情報を提供するっていうのは、通報者だけじゃなく、その通報者を取り巻く組織も含めてそういった責務を負うっていう考え方からすれば、例えば1号通報、2号通報においてはやはり企業側、行

政側の誠実義務の一環としてそういった守秘義務が出てくると思います。ただ、やはりどなたかおっしゃったように3号は本当に雑多な先というか、むしろ何か通報者本人が広く公益を守る役割を、要するに労働法上は違法な行為だけれども、それを阻却するようなことを3号で規定したような形になっているのかなと思いますと、そこに守秘義務を入れるっていうのは少しやっぱり難しいものがあるのかなと、そんなふうに感じておりますので、その辺の構成を少し工夫してみたらいかがかなとは思っています。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、島田委員、どうぞ。

○島田委員 いろいろ詳しく御説明いただいたんですけど、基本的には前回おっしゃったことと、そんなに変わっていないかなと思っておりました。ただ、前は報道機関は特別なんだっていうふうにおっしゃってまして、今日は必ずしもそうではないってことだったんで、そのほうが適切なのかなというふうに思いました。守秘義務の中身が刑罰だということになったり、あるいは行政規制だということになると、井手委員がおっしゃられた、まさに報道の自由への直接的な対立っていうのが出てくると、私もそう思います。ただ、私は守秘義務といっても刑罰的なことは考えていなくて、私法的な一種の義務っていうふうに考えると、必ずしもそれによって行政的なあるいは権力的な報道の自由への介入っていう事態はないんだろうというふうに思っているんですね。そこが何というのかな、具体的な報道をされていく場合の取材源の秘匿っていう問題と、守秘義務があるとどこが制約になるのかっていうのはもう一つ分からなかったんです。法律によって規定されているからだめだっていうのでは、あんまり理屈にならないではないかと思ったんですね。

それと、これ前回も申し上げたんですが、2ページの新聞協会の先ほど御指摘になった点ですよね、訴えられるかもしれない。そういう場合っていうのは、おのずから当然守るべき守秘義務っていうのは免責されているわけで、それはもちろん行政的な、こういうことがあったから言ったっていう、先ほど言った行政的な規制があると一旦は規制が加わるっていうことはあるかもしれないですけど、そういう局面を前提にしなければ、それほど目くじら立てる問題ではないんじゃないかと。どういう守秘義務が可能なのかっていう議論は、また別個に詰めていくということについては賛成です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。田中委員、どうぞ。

○田中委員 今の井手委員のお話を私なりに理解すると、報道機関が、通報者の情報が特定されるような事実を誰かに伝える必要がある場合がある、というような話ではなくて、とにかく、守秘義務に関する規定を入れることによって、いわば、それが口実になって、別に通報者を特定する情報を漏らしていなくても、例えば通報者が通

報したのとは異なるような報道がされた場合に、通報者が報道機関に民事責任を問う口実にされる可能性がある、そういう可能性があること自体が報道の自由を萎縮させるということだと理解しました。それに対しては、二通りの答え方というか考え方があると思います。一つは、今でもそういったことはプライバシー侵害とか一般不法行為の法理によって、報道機関が責任を問われる可能性はあるのだから、この法律で守秘義務を規定したからといって、直ちに報道機関に、あるいはほかの第三者でもいいのですけれども、萎縮効果を与えることにはならないのではないかとこの考え方があり得ると思います。他方で、今でも確かに一般不法行為によって責任が問われることもあるかもしれないけれども、この法律を作ることによって、これまで提起されていなかったような責任追及が提起されるおそれがあるのではないかとこのことが考えられます。そういう二通りの考え方の、どちらをとるかなということかなと思います。

先ほどちょっと私、十分な理解がないままお話ししてしまったと思いますが、3号通報を受けた者に関して、守秘義務に関する新たな規定を設けることにより、不必要な責任追及を受けることが増えると、そういうような可能性を甘受してでも3号通報の対象者について守秘義務を作る必要があるかという、やはりこの部分に依存するのかなと思っております。

先ほどの意見を申し上げたのは、第5回ワーキング・グループにおける資料の4ページの最後のところで、通報対象事実を知った労働者であっても通報をしないという回答が非常に多いのですが、その通報しない回答として、「労務提供先又は行政機関、報道機関等に通報したことが労務提供先に知れた場合に不利益を受けるおそれがある」という、こういう回答があったということで、守秘義務を設ける必要があるという説明が書かれていたので、基本的にどの通報先であってもこういった情報漏えいのおそれがあるというふうに考えておったのですけれども、先ほどの光前委員や弁護士委員の話をお聞きしていると、第三者に対する通報について情報が漏れるのは、通報を受けた先が情報を漏らしたからではなくて、別に何らかの理由によって労務提供先がこのような情報を漏らす者はあの人しか考えられないというような形で、通報先を知ってしまうということが多いと思われまして、そのようなケースについては、3号通報先に守秘義務を課しても実際にはあまり効果が得られないわけですね。そのようなおそれに対しては、むしろ労務提供先の不利益取扱いを厳しく規制する形で対処するべきだと思います。ですので、3号通報の通報先に対して守秘義務を課すべきかどうかは、そういう規制の必要性と、不必要な責任追及が増えることのリスクを比較考量しなければならないと感じました。以上でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、井手委員、どうぞ。

○井手委員 すみません、私はオブザーバーなのであまり長くやりませんが、1点だけ申し上げます。守秘義務導入の判断として、あえて規定をするのか、それとも報道機関の萎縮なりおそれの事を重んじるのか、という御意見があったんですけども、それに対して申し上げたいんです。私たち報道機関のおそれとか萎縮というもので一番大きなものは、やはり「取材・報道の自由」なんです。この「取材・報道の自由」を守るために、報道機関は、本当に戦後間もなくから、先ほど紹介しました「朝日新聞石井記者事件」の証言拒絶の有罪の例も含めて、ずっと努力して戦ってきているものなんです。

それに対して、たとえ、一項目でも法律に入れば、はっきり言って「取材・報道の自由」を脅かされることになります。どういう規定になるか分からないので、その部分の検討のしようがないんですけども、たとえ民事ルールといったものでも法律に入れば、これは取材に対して規制をしたということで間違いありません。取材を規制した法律というのは、公益通報者保護法にととまらず、現行法の体制下にはないということを私は申し上げています。それから世界的にも取材行為に対して規制する法律ですね、今回の検討のように取材に対して守秘義務を設けるみたいな法律というのは聞いたことがありません。そこのところを御判断の材料に是非していただきたいというのが私の意見です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、ここで5分間休憩を取りたいと思います。再開は3時55分からといたしますので、それまでに席にお戻りいただきますようお願いいたします。

それでは、休憩といたします。

≪ 3. 外部通報（2号通報、3号通報）の要件について ≫

○宇賀座長 それでは、時間になりましたので、議論を再開いたします。

続きまして、事業者外部への通報ですね。これは2号のほうと3号のほうをまとめて議論したいと思います。

まず、事務局に前回の議論を踏まえて検討項目を整理していただきましたので、それについての説明を事務局からしていただきたいと存じます。

それでは、よろしくようお願いいたします。

○太田企画官 資料2の7ページを御覧ください。第2「外部通報（第2号通報）の要件」について御議論いただければと思っています。

まず1のところでございますが、「真実相当性の緩和の必要性」ということで前回

ワーキング・グループにおきましては、立証の難易度が高いという御意見として、その要件のハードルが高いと。映像記録ですとか、意見書まで付けて裏付けをとってもだめなんですよ、というようなことを言われると、怖くて通報ができないといった御意見ですとか、通報したい人は資料を揃えて相談に来るっていうことはない。そういう中で本人の供述だけでその真実相当性が認められるっていうことは難しいのではないかとといった御意見がございました。

他方、難易度は高くないとする御意見といたしましては、そもそも相当な理由というのは厳格だという前提自体が誤りであって、やはり相当な根拠がある場合としてその関係者による信憑性の高い記述がある場合などと明記されていることであって、その立証は困難ではないのではないかとといった御意見でございます。

御議論いただきたい論点といたしましては、やはり法改正ということを見据えた場合に、その要件の緩和が必要とされる根拠について、まだまだ補強が必要なのではないかということで、そういったことについてより具体的に御議論いただければということでございます。

ページをおめくりいただきまして、8ページでございます。前回のワーキングにおきましても、名誉毀損の違法性阻却事由等の要件の比較の観点からの御意見を頂きました。まず、立証の難易度が高いとする御意見といたしまして、それは、真実相当性の要件というのは、名誉毀損の違法性阻却事由の要件として判例が積み重なってきたという中で、名誉毀損の場合については犯罪行為に該当するようなものを正当付けるという中で、公益通報につきましては、守秘義務があって、監督権限がある行政機関に対して情報提供するということであるので、これとの対比で申し上げれば、名誉毀損と同じというのはちょっとハードルが高過ぎるのではないかとといった御意見でございます。

他方、難易度は高くないとする御意見といたしましては、そもそも真実相当性は厳しいかどうかについては議論の余地があるかもしれないけれども、やはり2号通報の要件を緩めるということについては、企業における労働契約上の義務とのバランスで考えないといけないんじゃないかといった御意見も頂いております。

そういったことで御議論いただきたい論点といたしまして、企業等における労働契約上の義務とのバランスの問題についても考慮した上で、この問題をどう考えるかということをお議論いただければどうかということでございます。

それから2番目といたしまして、真実相当性の緩和の許容性ということでお示ししてございますけれども、前回ワーキングにおきまして2号通報については、行政に対する通報ということで、公務員は守秘義務を負っていると。権限がある機関が調査するという端緒の部分になるだけであるので、緩和したほうがいいのではないかとといった御意見でございます。

9ページ目を御覧ください。他方、慎重・否定的な意見といたしまして、やはり

通報された側には被害が生じたり、いろいろ負担が生じたりするということで、それなりの要件が必要なのだといった御意見がございます。

他方、その他の御意見といたしまして、行政の通報により、どのような正当な利益が害されたのかということが分かれば、もう少し議論がしやすいのではないかとといったような意見もございまして、これを受けまして行政機関への通報を行ったことによって事業者にも正当な利益が侵害される事案としてどういったものが想定されるのかと、そういったリスクとのバランスでこの緩和の問題についてどう考えるかといったことを御議論いただくということがあるのではないかとというふうに思います。

それから3番目といたしまして、緩和するための方法でございますが、仮に緩和するとした場合にどういった方法があり得るかということでございますけれども、前回ワーキングにおきましては、「思料した」でもよいのではないかと。あるいはそれだけではちょっと緩め過ぎなので、一応の根拠があるという程度の規定といったことなど、いろいろ御提案を頂いております。

こういった中で御議論いただきたい論点といたしまして、いろいろ御提案いただいているわけですが、これらにつきまして企業に対する労働契約上の義務のバランスですとか、これまでの裁判例に示された基準といった点の整合性といったところから見た場合に、どのような評価ができるのかといった点について御議論いただいております。

ページをおめくりいただきまして、10ページ目でございます。第3といたしまして、その他の外部通報、第3号通報の要件について整理しております。1番目の「真実相当性の緩和の必要性」のところでございますが、前回ワーキングにおきまして、2号通報よりは高めだけれども、真実相当性より少し緩めたようなラインで緩和できないかといったような御意見。それから通報対象事実というのは犯罪に限定されているほか、不正の目的による通報が保護されないということから考えれば、真実相当性の要件というのは名誉毀損の場合よりは若干下げてもいいのではないかとといった御意見を頂いております。

他方、慎重・否定的な御意見といたしまして、裁判所は真実でない事実を外部に出したことについてかなり厳しい判断をしていると。そういったものとのバランスを考える必要があるんじゃないかといったこと。あるいは3番目の丸ですけれども、インターネット上の問題を合わせて議論するとすれば、より慎重に真実相当性を議論する必要があるのではないかとといった御意見を頂いております。

こういったことを踏まえまして御議論いただきたい論点といたしましては、やはり2号通報と同様に真実相当性の要件の緩和の必要となる根拠ですとか、障害といったものを具体的に示すことが必要なのではないかとといったこと。あるいは行政通報と比べまして、その他の外部通報先として想定された主体が多様であるという中

で、事業者への風評被害といったことも考えて、どう考えるかといったことが挙げられようかと思えます。

11ページ目でございます。2といたしまして、「特定事由該当性の緩和の必要性」について整理してございます。前回ワーキングにおける主な意見でございますが、肯定的な意見といたしまして、報道機関で実際に通報を受け付けている経験からすれば、イからホの事由で守られたケースはないのではないかとといった御意見。あるいは名誉毀損の裁判例では真実相当性だけで保護されているということになると、3号イからホまでの事由が追加されるということについては、なかなか理解しにくいのではないかとといった御意見を頂いております。

他方、慎重・否定的な意見といたしまして、立法時の経緯として1号、2号を設けていることとの関係で3号に一定の要件を課しているといった経緯があるといったこと。あるいは労働関係の法律におきましては、行政に通報していくということをも求めているのであって、直ちに外部通報ということは混乱するんじゃないかといった御意見を頂いております。

更に御議論いただきたい論点といたしまして、前回ワーキングにおきまして、升田委員のほうから立法時における考え方というのをもう少し詳しく紹介してほしいというような御意見を頂いております。それを参考資料の1という形でまとめてございます。詳細な説明は省略いたしますけれども、基本的な経緯といたしまして、国生審の委員会におきましてこの議論をしてきたわけですけれども、この際、行政機関以外の、その他の事業者外部への通報の保護要件といたしまして、一つ目としては事業者内部への通報を前置することが原則であるといった強い御意見があったということでございます。他方、そういった前置ではなくて、英国公益開示法のように内部・規制当局・その他外部という順番で要件を厳しくした上で、これらを前置ではなくて、並列して認めるのが適当だという、大きく二つの意見があったという経緯がございます。こういった中で議論を重ねた上で、やはり英国法を参考にして立法するのがいいのではないかとというようなことでまとまったという経緯がございます。こういった経緯を踏まえた上でどう判断をするかということをお議論いただいております。

それからおめぐりいただきまして、12ページ目でございますが、特定事由該当性の要件の緩和が必要だとされる根拠につきまして、より具体的に示すことは必要ではないかということで、例えば、ということでございますが、参考資料の2をお付けしてございますけれども、最近の企業不祥事に関する主な事例に基づきまして、3号イからホに実際に該当するかということを試み的に検討してみたものでございます。具体的には化血研と東洋ゴムの事案について、第三者委員会の報告書の内容を踏まえて該当するかどうかということを検証してございます。二つの事例だけなので不完全ではあるのですが、両方の事案ともイからホのいずれかには該当

する可能性が高いのかなというような印象を持ってございますが、他方で実際に通報者がその現場でこれを具体的に立証するという場合には、場合によっては困難なこともあり得るということで、やはりそういった具体的な事例に即してきめ細かに検討していく必要があるのではないかと。そういった具体的な検証を踏まえて要件をどう変えていくのかということを示していくという必要があるのかなということで、参考までに付させていただきましたものでございます。

ということで、こういった御議論を頂いた後に、では、仮に特定事由該当性の要件を緩和するといった場合にどういった方法が考えられるかということでございますが、前回ワーキングにおきましてはいろいろ御提案いただいております、二の要件に、行政通報をした場合に対応してくれないケースを入れるべきでありますとか、財産被害で重大なものについては入れるべきではないかといったこと、あるいは既に発生した犯罪については入れるべきではないかといったような具体的な御提案をいただいているところでございますが、本日、更に御議論いただきたい論点といたしましては、特定事由該当性の要件を緩和する場合にイからホ以外にも増やしていくといった方法が考えられるわけですが、具体的に前回御意見いただいたもの以外にどういった事由を追加することが考えられるのかといったこと、あるいは守秘義務などを課すなど、一定の要件を前提としてこの特定事由該当性の要件を緩和していく方法などが考えられないかということでございますので、具体的にどういったものがあるのかといったことについて御検討いただいております。以上でございます。

○宇賀座長 それでは、只今の御説明や資料等を基に外部通報の要件について御議論いただきたいと思えます。2号と3号とどちらのほうでも結構です。

升田委員、どうぞ。

○升田委員 前提として前回も議論になったと思うんですけども、基本的な印象としてこのペーパーにも書いてあるんですけども、名誉毀損事件における違法性阻却事由ないし有責性の阻却事由としての真実相当性っていうのか、正確に言うと「真実であると信ずることについて相当の理由がある場合」っていうのが要件の一つになっているんですけど、これは先ほど井手委員のおっしゃった報道機関に限りませんけれども、表現の自由、言論の自由を尊重した上で、やむを得ず、ひどい事例もあるということで、要件としては表現の自由、言論の自由、尊重した上で相当性を問題にしている、これは決してハードルは高くないんですね。現実には名誉毀損の判決をたくさん読んでみますと、大体あんまりいろんな名誉毀損の主体が問題になっている事例はあるんですけども、やはり思いつきで言ってしまうたり、報道機関の場合は取材をして、どの媒体を報道機関とかということも前提で問題になるんですけども、取材が非常に偏っているとか杜撰であるとか、そういう指摘があって判断されているわけですね。ですから民事の判例を読む範囲では相当ハードルは

低いって言うか、この間からの議論でいえばそんなに厳しくないというのが一般的な受けとめ方ではないかなと思いますね。ただ、名誉毀損の真実相当性と公益通報の真実相当性っていうのは言葉は同じですけども、これは御存じのように立法技術的には、それぞれの法律の規定あるいは法律の趣旨に従って具体的に解釈するっていうことになっていますから、名誉毀損の言葉の問題があるから直ちに公益通報の問題でこうだっていう議論はやはりちょっと筋が違うという気がいたします。

したがいまして、前々から申し上げていますがけれども、緩和は、ですから、そういう意味では元々低いわけですから必要ではないということと、従来から1、2、3号の通報があって、やはりそれぞれの段階を経て厳格であっていいという一般論もこの場の議論であるわけですけども、相当性のところだけは2号と3号、同じになっているわけですね。ですから、これは相当3号については緩和している要件になるわけですね。ですから、現にそういう法律の立て付けも是非御理解いただければ、私の申し上げたこと等を御理解いただけるのではないかなと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。光前委員、どうぞ。

○光前委員 今回の升田委員に質問なんですけれども、公益通報者保護法の下で使っている真実相当性の概念というのは、名誉毀損事件における真実相当性と同じだっていう解説をしているのではないんですか。そこは升田委員が言われているように違うんだっていう説明だったのでしょうか。

○升田委員 いやいや、解釈というのは具体的に、すみません、よろしいですか。

○宇賀座長 はい。

○升田委員 具体的にやっぱり適用の場面が違いますからね。いや、文字どおりの解釈で相当な根拠があればいいっていうのは、それは同じかもしれませんが、やっぱり場面が違いますからね。裁判所の具体的な適用では、私は違うと思います。

○光前委員 ただ、実際に裁判所がそういう判断しているか分かりませんが。通常は言葉を多分、消費者庁の解説なんかでも同じだというふうにしていたんじゃないか、私はそういう認識の下でずっとやってきたつもりなんですけれども。だから、もしそういうのは違うんだっていう答えを、それははっきり謳う必要があると思うんですけどね。

それとあと、2号通報の問題でいえば、2号通報っていうのはあくまでもこれから調査を求めるっていう事件の問題なので、そういう事件の問題と、それから名誉毀損、既に事実であると公になった場合、これは全然違うと思うんですね。だから、その事実が公になってしまった場合については、真実相当性がなければだめですよということで、これはかなり厳しいと考えているんですけども、行政機関に対してこれから調査をお願いしますという形に持っていく事実については、特に行政機関の場合については秘密保持義務っていうのがあるわけなので、かなり低いレベル

でいいんじゃないか。もちろん思料ってということだけだとすると、あまりにもいろんな段階の情報が入ってきて、行政機関にちょっと煩わしい思いをさせることになると思うので、もう少しレベルは上のほうがいいと思うんですけども、そこは名誉毀損で言われている真実相当性と全く違う言葉を使って、名誉毀損で言われている真実相当性とはかなり違うレベルの真実性でいいんですよっていうことを法律上分かりやすく規定したほうが私はいいいと思います。意見もそういう御意見ならば。

○宇賀座長 升田委員、どうぞ。

○升田委員 もう1点、ちょっと説明し忘れたことがあるんですけども、名誉毀損の場合の真実相当性ってというのは、記載された、あるいは表現された事実全部について真実であるっていうことまでは求めていないわけですね、御存じのとおり。重要な部分であればいいと、肝となる部分であればいいと、こう言っているわけですね。ですからそういう論法が当然、公益通報でも今おっしゃったようなこととか、従前いろいろ形成中の認識だから云々という議論もあるわけで、ですから全部が真実である必要は全くないわけですね。特に法律の専門的な解釈などについては、従来から正確に構成要件に該当するという具合の確信的な判断までは必要ではないと言っているわけですね。そんなことは裁判をやってみないと分からない部分もあるわけですから、それは相当緩和した議論を従前やってきたと思うんですね。ですから、範囲の問題と程度の問題と根拠の問題が三つ不確定要素であるわけで、そういう意味でそんなに高いハードルではない、厳しいハードルではないというものを申し上げております。

○光前委員 裁判所のほうで重要な部分について真実相当性が必要なんだと、何から何まで全部一致なくちゃいけないんだっていう判断はしていないんですけども、でも、やっぱり重要な部分に、ということは必ず言いますので、やっぱりそこはかなりハードルが高くなっていると思うんですよ。だから今回2号通報の場合でも重要な部分について真実相当性までは至らなくても、一応の根拠のあるものであればいいという形で、私は立法化したほうがいいのではないかなと思っております。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。田中委員、どうぞ。

○田中委員 前回お話ししたことの繰返しになる部分もあると思いますけれども、私も名誉毀損に関する事案と、行政機関に対して通報した場合とでは被害状況が全然違って、行政機関に通報した場合は更に調査を求めるという趣旨です。そのような通報と、公然と事実を摘示することは異なると思っています。裁判例との関係で申しますと、私自身は、事務局の用意してくださった裁判例を読んで、真実相当性の証明とは厳しいものだなという印象を実際に受けました。

拝師委員がおっしゃった象の例についていえば、単に象に対して過剰な調教があったというだけではなくて、調教が原因で象が死亡したということについてまで、

真実であるか、または真実であると信じたことが相当であることの証明を要求されていて、実際にその可能性を指摘した意見書を提出していても、それだけではだめであると言っているわけで、非常に厳しいと思いました。ただ、このような事案は、通報者が象は調教で死んだという事実を報道機関に摘示して、それを報道させているのだから、こういう裁判所の判断になったと考えるべきで、このような事案と、象は調教が原因で死亡したことが疑われるので更に調べてくれという趣旨で行政機関に通報した場合とでは、全く異なるのではないかと考えております。

前回もお話ししましたが、例えば取締役の監視義務との関係でいうと、法令違反について疑いを差し挟むべき事情がある場合は、取締役が調査する必要が出てくるわけですし、そのぐらいの要件で十分ではないかと。何かそういうことがあったのではないかとという疑い、それすら要求しないと確かに全く理由のない通報が行政機関に出されて行政が混乱するとか、あるいは事業者に負担が及ぶということもあり得ますから、そういう程度の要件で十分ではないかと思っております。

それから、もしも公益通報者保護法における真実相当性の証明というのが名誉毀損の要件と異なるのであれば、その趣旨をはっきりさせるような改正をするべきで、そういう点からしても明示的な改正をしたほうがいいのではないかと考えております。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 名誉毀損の場合の真実相当性の立証っていうのは相当ハードルが高くて、昔関わった事件で、消費者金融の問題点について暴露するような本を弁護士等が書いて出版をしたと。それに対して名誉毀損で訴えられたというケースがありました。その中身について個々いろいろ書いてあるわけで、それをこちらのほうが立証していくわけですけども、ものすごいハードルが高かったんです。最終的には何とかクリアできたということなんですけれども、相当手間暇をかけて弁護士が著作した本であるにも関わらず、相当それなりの苦勞をして立証しなきゃいけなかったという経験があります。そういうことを考えても最終的に仮にそのケースの場合は証明できていますけれども、そういう高いハードルであることはもう間違いのないことで、それをやっぱり通報する人に同じレベルのものを課すということは、やっぱり無理があるのかなというふうにそもそも思っております。

それと先ほど升田委員がおっしゃったように、いや、そういうケースとやっぱり状況が違うから解釈としては緩くなる傾向があるとおっしゃっているのか、それが望ましいとおっしゃっているのか、ちょっと分かりませんが、もしそうであれば、やっぱり文言としては変えるべきです。裁判所というのはやっぱり同じ文言であれば同じような解釈するというのは当たり前のことですので、そこで誤解であったり、幅があるのであれば幅を狭めるようにしないと、予見可能性というのは維持できないだろうと思っております。そういう視点で考えたときに、先ほど田中委員もお

っしゃっていたように、前提となる状況がやっぱり名誉毀損の場合と全然違っていて、名誉毀損の場合は一般に公表することが前提での議論であるのに対して、守秘義務がある行政機関に対する通報ということですから、やっぱり前提が全然違いますよね。それを同じ要件とすること自体にやっぱり無理があったのかなというふうに思いますので、ここはハードルは相当下げてください。

私のほうは「思料する」というような要件でいいんじゃないかというふうに申し上げていますが、要するにそれは、一つはそもそも思料すれば何でもいいわけじゃなくて公益目的という要件、それからどの範囲まで通報対象事実を広げるかという議論もありますけれども、いずれにしても何でもかんでもいいという議論にはならず、一定程度公益があるものということになるわけですから、まずそこで縛りがかかっているわけですね。それから次回の議論になると思いますが、一定程度証拠の持出しについてのルールなんかが決まってくると、それなりもの、裏付けのある質の高い通報が多くなるだろうというふうに想定して、そうであれば、そういうこともまとめて考えると、思料するというこの部分の要件を下げたからといって、相当雑多なものがバアッと来るという状況にはならないだろうと。あるいは行政のほうも比較的簡単に「それは根拠のない申し出ですね」ということで処理できるんじゃないかというふうに思いますので、かなりそこところは緩くやっていただきたいと。

検討会の中でも行政通報に対する期待というのは非常に高かったと思います。検討会の中での御意見でも行政のほうがかちんとすべきだという意見は相当高かったと思いますので、その趣旨は是非尊重していただきたいなと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、山口委員、どうぞ。

○山口委員 私はもっとそれこそ、2号も3号もそもそもこの要件が要らないのではないかと、これはもう撤廃してもいいということをおは主張しているところでございまして、そもそもこれがどういう役割を実際に果たしているのか理解できないのです。要するに有益な情報提供をためらわせる効果しか、もう現実には効果がないわけですね。これがあるから、相当性を認めなかったから、こんな大きな弊害が出たということが私は実務ではあまり見たことがないですし、例えば最近でいえば「内部告発の時代」という本が出版されて、オリンパス事件を匿名で、いわゆる第三者委員会の報告書で明らかにされなかった事実まで明らかになるわけです。そこにはオリンパス社の会社関係者の方々が固有名で出てくるわけですね。固有名で出てきた方々はやはり非常に困惑するわけです。要するに執筆者は匿名ですから誰に対して自分の名誉を回復する手段をとっていいのかわからない。そこに書いてあることは事実と反する、というふうなことで。だけれども、これは匿名だからこういうことになるわけであって、例えば私が見る限り、会社に対して、例えば何の根拠もな

い事実で会社のことを第三者に、例えば匿名でしゃべった。匿名であればいいですけども、基本的に会社に誰がしゃべったか判明するからこそ、公益通報者保護法上の問題が発生するわけですけども。そんなことで一般の方が根も葉もないことを、自分が不利益を受ける可能性があるにも関わらずしゃべるってということがあまり想定できない。これは正社員であっても、それから非正規の社員であっても、やはりあまりそういった自分がひょっとしたら会社から不利益を受けるんじゃないか。誠実義務違反、若しくは社内処分、社内規程違反で自分が不利益を受けるんじゃないかと。それは当然、第三者へ情報を提供するに当たって、自分が不利益を受ける可能性があることは重々承知の上でやはり公益通報をやるわけですから、そこに相当性とか真実の相当性を根拠として認めるってということが、その方にどれぐらいの意味があるんだろうかと思うわけです。むしろ、ある程度、やはり通報事実っていうのは最初から完成されたものじゃなくて、やはり証拠も乏しい、事実としても未完成であると、そういったものを前提にそれをどう保護していくかっていうことにも配慮していくのであれば、やはり2号、3号においてもこの要件はかなり不要と考えていいのではないのかなとも思えるわけです。

これは、いろんなほかの法令との整合性というところが、私がちょっと、要するに考えが足りないようであれば、これはちょっと考え直さなきゃいけないんですけども、確か前回も申しあげましたけれども、恐らくこれ立法事実として通報者側と、それから何らかの通報されることによって風評被害とか、そういった法人のバランスを図るといふ利益衡量の上での確か要件付けだったように私は理解をしておりますから、それが10年たって例えばインターネットを見ても結局、匿名だからこそいろんな風評が世の中に出てくるわけであって、あれが実名であれば、そんな根も葉もないことはなかなか出てこないわけであって、その辺はプロバイダー責任法でもって最近では実名をみんながやっぱり知りたいということで、何というんですかね、そういった裁判もいろいろ行われていることから明らかですし、そこをやはり何というのか、今、本当にこの要件が必要なのかどうかというところは、やはり再考したほうがいいんじゃないのかなというふうに私は思いました。

○宇賀座長 ありがとうございます。

島田委員、どうぞ。

○島田委員 前回申しあげましたように、労働者は労働契約上、使用者の利益を不当に侵害しないという信義則上の義務がありますし、それから就業規則上、そうした類いの義務を負っているわけですね。それにも関わらず、内部情報を外部に出すこと自体が誠実義務違反である可能性が非常に高いわけです。会社の資料の持出しとかを含めると単なる言論の自由では外部通報の問題は議論できないわけで、そうしたものをいわば公益通報であるからということで免責するわけですね。ですから、1号通報の場合は内部ですから不正な目的がないということで必ずしも真実性を求め

ないで広く認めようということなのですが、やっぱり2号通報になりますと、義務を免責できるのは一体どこに根拠があるのかというと、それは自分は公益通報のつもりだったからってということだけでは、到底正当化できるものではないと思いますので、不正な目的でないことってということに加えて、やはり真実と信じる、その人がこれは事実として明らかにしなければ公益上問題が起こるんだってというふうに思う、客観的なものがない限り、それは労働契約上の義務違反を免責する根拠にはなり得ないというふうに思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

升田委員、どうぞ。

○升田委員 山口委員の御意見は極端だと思うんですけども、少なくとも従来、公益通報、内部告発として公表されている判決を全部網羅して読む限りにおいては、今、山口委員がおっしゃっていることは、そんなものはないじゃないかなどと到底言えない状況にあるってというのが一つです。

それは、現に今日おいでの方はいろんな立場から公益通報ないし内部告発の調査とか受付けを担当しておられる方もいらっしゃると思うんですけども、確かに最初ははっきりしないけれど、というような事例もないわけではありませんけれども、最初からもうはっきりしない、根拠もなく言ってくるのもあって、そういう人もいらっしゃる。それはやはり元々問題なわけですね、受付でどうのこうのというの。今度は先ほどおっしゃっている議論でいえば、そういうのが一般化するわけですね。

更に匿名が云々とありますけれども、先ほど来の議論で匿名性を必ずしも保障されないという制度設計に皆さん多くの方が賛成しておられるとすれば、その根拠もないということになると、特に内部告発、公益通報と名付けるかどうかは別ですけども、内部告発的なものは、これは多分報道機関に一番たくさん量としては行っていると思いますけれども、もちろんそれを、何というんですかね、明らかにした文献はまずないと思いますけれども、垣間見る書籍は出ているのもあるんですけども、それを見ましても、とにかく日々、ものすごい量でいろんなところに情報提供があって、その多くは多分取り上げておられない。いろんな理由があるとは思いますが、取り上げられていない。大きく、これは全くの推測ですけども、根拠があまりはっきりしないとか、言っている人は信用できないとか、いろんな事情もおありだと思いますけれども、これが世の中の現実ですから、先ほどの山口委員の議論、前提を欠くってということで、やはりそれは妥当ではないってというふうに考えております。

○宇賀座長 ほか、いかがでしょうか。山口委員、どうぞ。

○山口委員 いや、ちょっと私は納得できないのですが、これ、なぜだめなのか。だから、具体的な事例としてこういうことがあるんだったら、やっぱりこれはおかしいよね

と、相当性がないとだめだよねっていうのは何か議論ができますけれども、私の頭の中では、先ほど匿名のような事例であれば分かりますけれども。

○**升田委員** ここでなかなかしゃべりにくいんですね。ほかの委員、弁護士の委員はおっしゃっているんですけど、守秘義務を基本的に負っているわけで、誰れさんがこうしたこうした、こういう事例がありました、ということ自体をここで議論するっていうのは、それはできないわけですね。ですから判例で出ているやつとか公表されたものとか、そういうものをやっぱり前提としてやるしかないということですね。ですから、もしあれであれば、報道機関に通報されている内部告発と思われるものを、一体年間どれぐらいの量あって、そのうち、どれぐらいをどう処理しておられるのか、それをむしろお伺いしたいですね。それとか、ほかにも受付けでいろいろおやりになっているところはあるわけですがけれども、その御苦労話もいろいろおありだろうと思いますけれども、山口委員がおっしゃったような苦労のほか、ほかの場面、逆の苦労もあるわけなんですね。それがやはりきちつとはっきりしない以上、山口委員のおっしゃっているようなことだけでは納得できませんし、現にやはり虚偽の情報をいろいろ流されて、これはもう倒産した事業者もいますから、しかも私が申し上げたのは基本的には裁判となって判決になり、かつ雑誌に公表されたものだけを前提としてお話ししていますから、まさに氷山の一角ではないかという具合に個人的には思っているわけです。

○**宇賀座長** ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○**光前委員** 3号に関してよろしいんですか、3号通報のことについていいですか。

○**宇賀座長** はい。

○**光前委員** 3号通報については、通報事実の真実相当性の問題と、あと特別要件の問題、二つ問題があると思うんですけども、私は、3号通報の場合には通報事実の真実相当性っていうのはやはり外部に対しての通報だっていうのと、しかもその外部の対象っていうのはかなり広い範囲であることを考えると、かなり真実相当性に近いものでなければ意味がないかと思うんですが、特別要件に関しては、これは前回も申し上げたとおり、今回の化血研の事件、東洋ゴムの事件、分かりやすいと思うんですけども、余りこのイ、ロ、ハ、ニ、ホというのは特別要件としては機能していないと。むしろ考えなくちゃいけないことっていうのは、既に不正違法行為ですね、まあ不正行為ですね、不正行為が発生して、しかもそれが長い期間放置されていて、しかも放置されているっていう、そういう状態にあるっていうことは、もう企業の内部通報制度あるいは行政に対する通報制度は機能していないっていうことの端的な表れなので、やはり実際に発生している不正行為が一定期間もうそのままの状態になって、あるいは同じようなものが再発するおそれがあるような状態の場合については、もう外部通報を認めるっていうことで、そういう問題について要件

化することを一つ設ければいいのではないかなという感じがしています。

○宇賀座長 ありがとうございます。

拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 3号通報の関係なんですけれども、私も2号通報よりはやっぱりちょっとハードルは高くしたほうがいいかなと。先ほども議論しているように、いろんな立場の第三者が受け手になる可能性があるというものですから、そこは一定のハードルが必要であろうというふうには思います。ただし、真実相当性の今の要件立てと同じでいいかという、やっぱりそこはちょっと緩めたほうがいいかなと思っておりまして、先ほどの名誉毀損の場合との比較で考えると、やはり直接表現する主体というのは通報を受け付けた側なんですよね。そこがそれなりの調査をして根拠があると思って、名誉毀損に仮に当たっても違法性阻却するだけの裏付けがあると判断して公表するというのが社会的なルールなわけで、それが一般法理で担保されている、制度上は担保されているはずなんです。そういう前提の下で団体組織に情報提供をするということですから、やっぱりその団体に情報提供すること自体が表現行為ではないわけですよね。やっぱりそのロジックの違いってというのはちゃんと整理しなきゃいけないと、そういう意味では名誉毀損の場合も真実相当性よりちょっと緩めないと逆にバランスが悪いかなというふうに思っています。

それから特定事由該当性のところは私も光前委員と同じような感想を持っています、やっぱり今の解釈でイからホの要件を満たすってというのはほとんど無理じゃないかなと。逆に化血研だったり、様々取り上げられている例で外部通報の要件、満たさないのではないかとされているけれども、実際の社内の状況から見ると、通報対象事実がそれなりに重要なものであれば、それだけで不利益取扱いのおそれというのは出てくるし、証拠隠滅のおそれもあるし、いろんな社内規程であるとか、暗黙の雰囲気や通報するなっていうプレッシャーみたいなのがかかるわけですよね。そういう意味では、それを更に立証しなきゃいけないのはすごくハードルが高いんだけど、実際には通報しようとする事実そのものがそれなりに重大であれば、普通はむしろ原則的にこの要件を満たすという解釈に切り替えないと、そういう社内的な雰囲気があるけれど、その立証ができないから外部に出せないということでは困るんじゃないかと。そういう意味では、この以下のほうの趣旨はよく分かるんだけど、それを立証しないと外部通報の要件を満たさないっていうことは、やっぱり相当なハードルだなというふうに思いますので、それに付加して一般条項的なものを入れるのか、経営陣が絡んでいた場合みたいなものを追加して、一定類型的にイからホのような要件を満たすだろうと思われる場合を更に具体化して書き込むのか、それはちょっと方法はあり得るのかもしれませんが、やっぱり今のスタイルはかなり変えないとちょっと外部通報は使えないかなという気がします。

○宇賀座長 ありがとうございます。

島田委員、どうぞ。

○島田委員 公益通報者保護法については、明らかに1号、2号を優先して考えて、3号は特別っていう仕組みになっているわけですね。だから、こういう要件が付いているんですね。一体それをどう評価をするかという議論が、その問題を考える上では前提として議論しておかなきゃいけないんだろうという点があります。その上でそれぞれの要件というのを考えていくべきじゃないか。別にこれイ、ロ、ハ、ニ、ホ全部該当しなきゃいけないじゃなくて一つに該当すればいいわけですから、1個1個見ていけば、それほど無理な条件があるわけではないっていうふうに思います。

それから立法論として考えていく場合、やはり正当な公益通報というだけを考えているだけではなく、どうしても濫用的なケースも含めて考えた中で位置付けていけないといけないと、こういうことになりますので、そこら辺を合わせて議論したほうがいいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

升田委員、どうぞ。

○升田委員 3号の真実相当性以外の要件について今回、資料を御用意いただきましたけれども、私の記憶ですともっといろいろな意見が、いろんなことをおっしゃっていたはずで、要約すると前置主義と、まあ前置主義でなくてもいいんじゃないか、つまり、緩和したほうがいいんじゃないかという御意見で、そのときにイギリスの法律を参考にして、最後はイギリスにあるから日本でもどうかっていう決着を見たと思うんですね。その議論を見ますと今、島田委員がおっしゃいましたように1、2号が基本だということがあるわけですね。そのときに、3号をどうするかというときに、この付加的な要件だけではなくて、やはり真実相当性のところも危ういので、もうちょっと高いレベルの根拠を要求したらどうかっていう意見もあって、しかし、ここの議論とちょっとニュアンスが違いますけれども、やはりそこまでやる必要はないのではないかということで緩和されているわけで、もう私はこれでもう十分どころか、従前の議論からいうと、もっと元に戻してもいいんじゃないかと思うぐらいのところはあるんですけども、是非そういう議論があったということを踏まえて、御議論いただきたいなど。今回、基本的にはイギリス法もこの部分は変わっていないと思いますし、実際に立証が難しいという御意見がいろいろ出てくるんですが、これはおっしゃっている方の個人的な体験だけでおっしゃっているのか、相当数の実務家が言っているのかが判然としないものですから、もちろんおっしゃっていることに根拠はあるとは信じたいわけですが、あまりひどい事例ばかりを列挙されておっしゃるといのは、ちょっと議論としてはバランスを欠くかなという具合に思っています。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、お時間の関係もございますので、本日の議論はここまでとさせていただきますと存じます。

活発な御議論を頂きまして、どうもありがとうございました。

更に御意見などございましたら事務局に御連絡していただければと存じます。

次回は、主に内部資料の持出しに係る責任の減免、通報対象事実への関与に係る責任の減免、通報と不利益取扱いとの因果関係の推定の論点について検討を続けたいと思いますので、事務局は意見の整理等、次回の準備を進めてください。

《 4. 閉会 》

○宇賀座長 最後に、事務局から事務連絡をお願いします。

○加納課長 本日も長時間にわたりまして御議論いただき、ありがとうございました。特に守秘義務のあたりとか、井手委員からもいろいろと御意見を頂きまして、検討会の議論の状況からちょっと変わってきたかなという印象を率直に持ちましたけれども、ワーキングはワーキングで議論をしていただいて、それを基に更に検討会のほうにフィードバックするというので整理をしたいと思います。

次回の検討会の日程につきましては、また後日、あらためて正式な開催の案内をお送りさせていただきますと思います。

議事要旨につきましては、また皆様に御確認いただいた上で公開させていただくと思いますので、よろしくをお願いします。以上でございます。

○宇賀座長 それでは、本日はこれにて閉会といたします。

お忙しいところ、お集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

次回もよろしくお願いたします。

(以上)